

第8章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第1節 水道

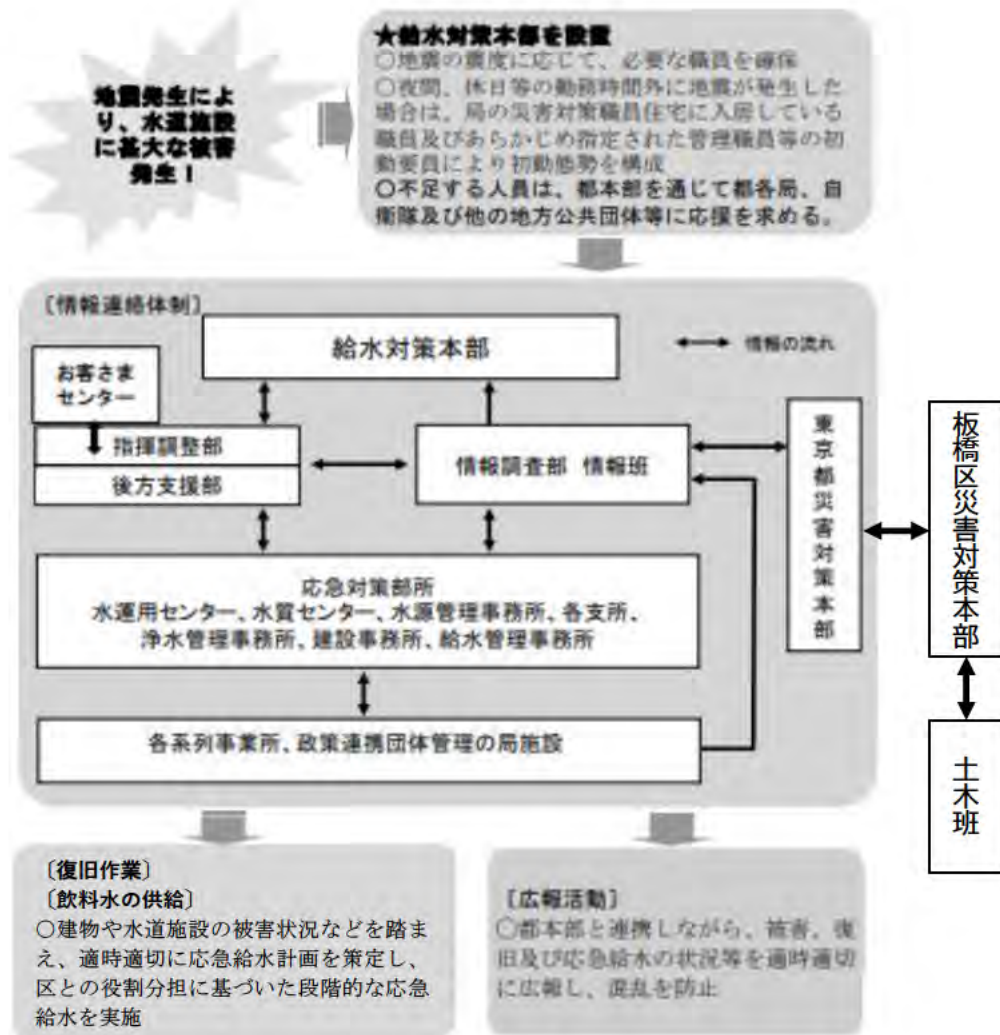
第1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等の迅速な初動対応と被害拡大防止対策を行う。災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都水道局 北部支所 板橋営業所	● 異常か所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ● 施設の点検・被害調査を実施する。 ● 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

(2) 業務手順



第2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都水道局	● 取水・導水施設の復旧対策 ● 浄水・配水施設の復旧対策 ● 送・配水管路、給水装置の復旧対策

第2節 下水道

第1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。 ● 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。 ● 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続する。

第1部

第2部

第3部

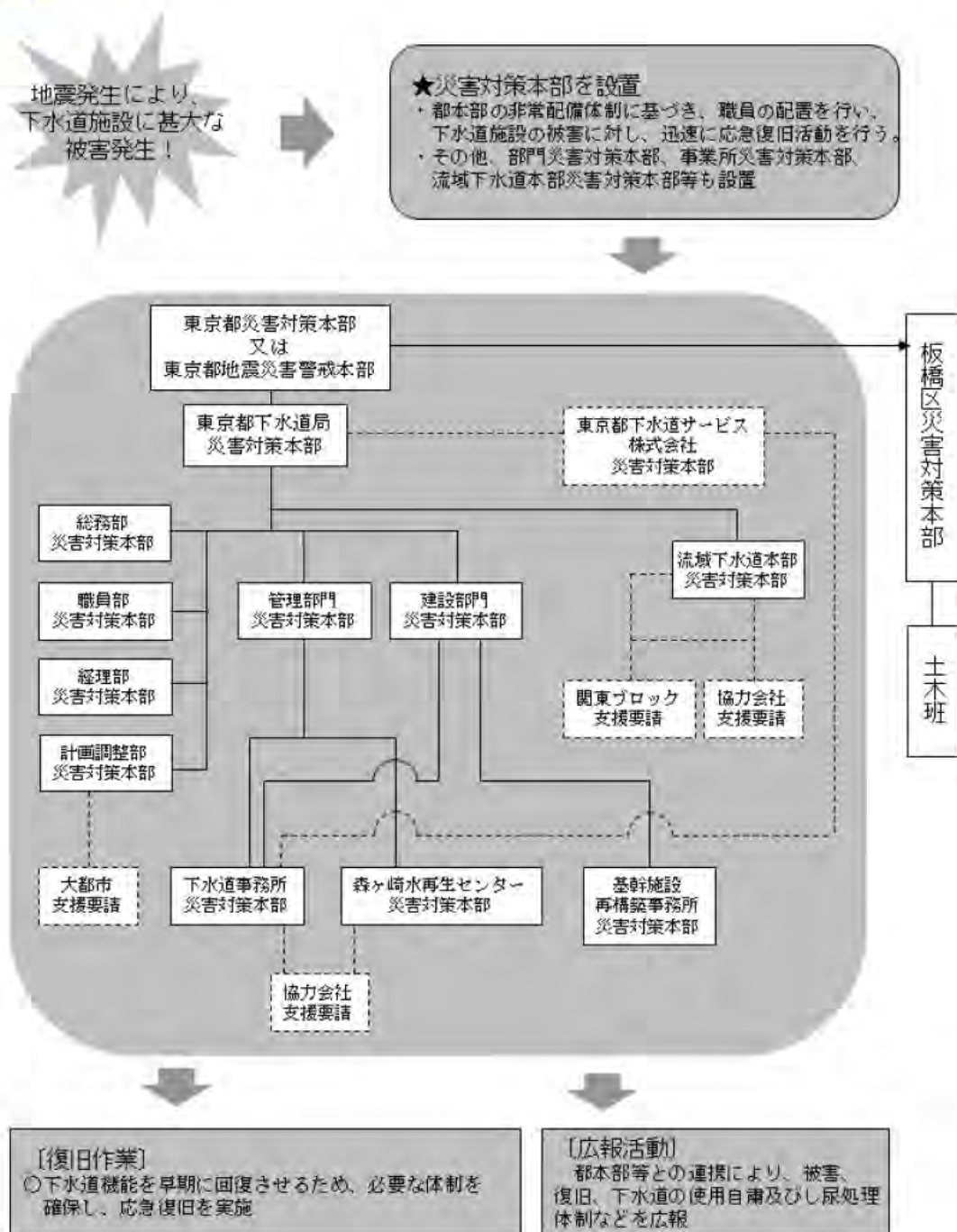
第4部

第5部

第6部

第7部

(2) 業務手順



第2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

下水道管、水再生センター・ポンプ所等、工事現場等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道管の復旧対策の実施 ● 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施

(2) 詳細な取組内容

■ 都下水道局（西部第二下水道事務所）

- 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター・ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

対 象	取 組 内 容
下水道管等	緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。
水再生センター・ポンプ所等	● 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。 ● 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。 ● 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

- 道路等を占用する施設の復旧に当たっては、道路工事調整協議会の決定に従い、区及びライフライン相互間の連携を密に迅速に取り組む。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3節 電気・ガス・通信等

第1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ 東京支社	● 資材の調達・輸送 ● 震災時における危険予防措置 ● 応急工事 ● 災害時における電力の融通
東京ガスグループ 北部導管事業部 ガス事業者	● 被害情報収集 ● 事業所設備等の点検 ● 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止 ● ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ● 被害推定に基づく応急措置 ● 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ● 移動式ガス発生設備による臨時供給 ● 資機材等の調達 ● 避難所等へのLP ガス供給
各通信事業者	● 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ● 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ● 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ● 災害対策用機材、車両等の確保 ● 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 業務手順

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- 応急措置を実施する。

第2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ 大塚支社	● 電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガスグループ 北部導管事業部 ガス事業者	● 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各通信事業者	● 応急復旧による通信確保に取り組む

第4節 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機 関 名	対 策 内 容
東京ガスグループ 北部導管事業部	● 避難所等への移動式ガス発生設備による臨時供給
ガス事業者	● 避難所等へのLP ガス供給（再掲）
都各局	● 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ● 重要な施設への燃料油の優先供給

(2) 詳細な取組内容

■ ガス事業者

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを支援物資として供給するよう努める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第9章 公共施設の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

第1 道路・橋梁

1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制及び緊急通行車両等の確認、道路・橋りょうの情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

ア 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ● その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 ● 緊急通行車両等の確認
都財務局	● 緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都交通局 都水道局 都下水道局 東京消防庁	● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

イ 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署 関東地方整備局 万世橋出張所 区 首都高速道路 東京西局	● 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ● 道路上の障害物の除去等を実施
都建設局 都港湾局 東日本高速道路 中日本高速道路	

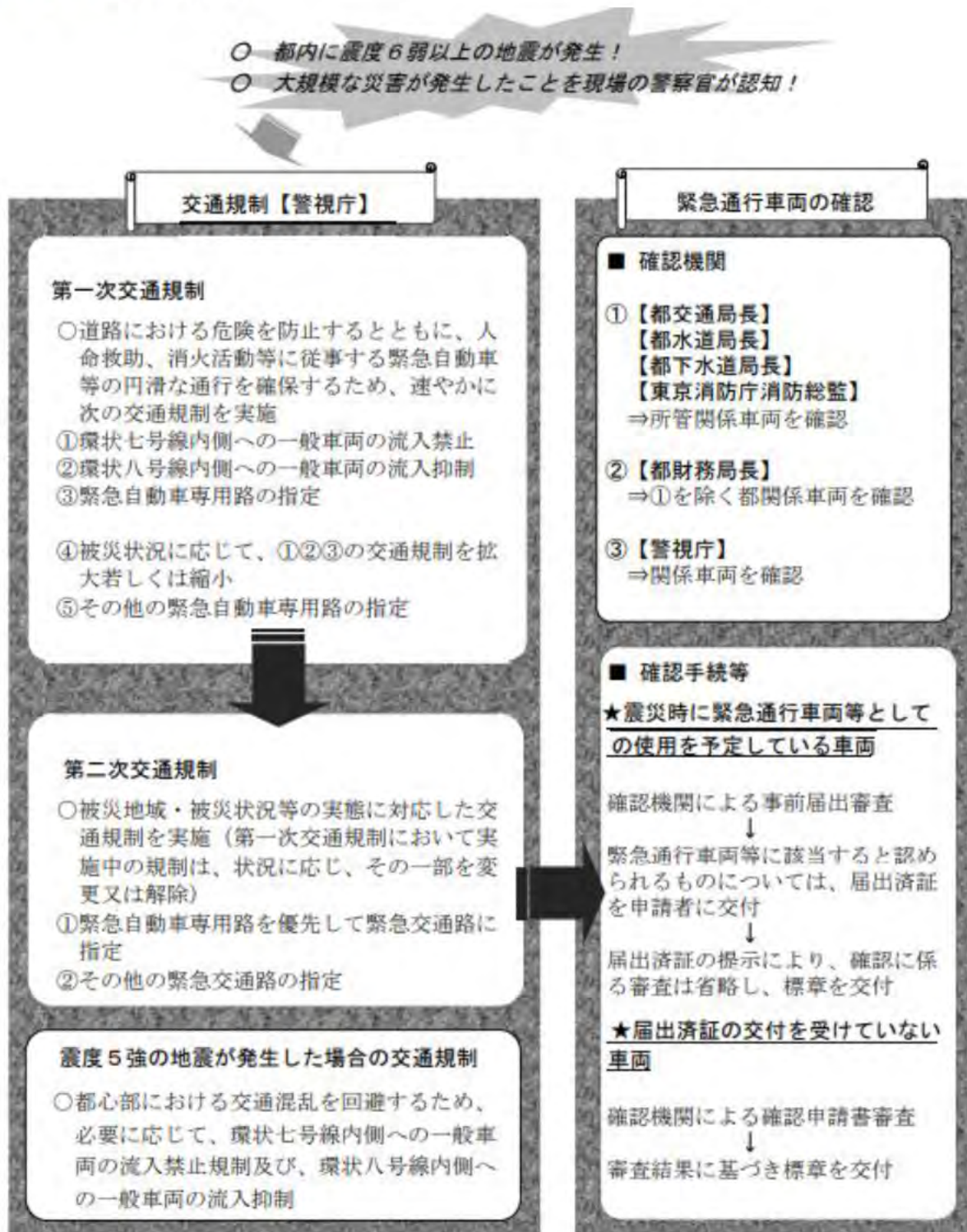
ウ その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区 関東地方整備局 万世橋出張所 首都高速道路 東京西局	● 発災時における、通行止め等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。 ● パトロール等を兼ねた広報 ● 被災道路、橋りょうについての応急措置及び応急復旧対策
都建設局 都港湾局 東日本高速道路 中日本高速道路	

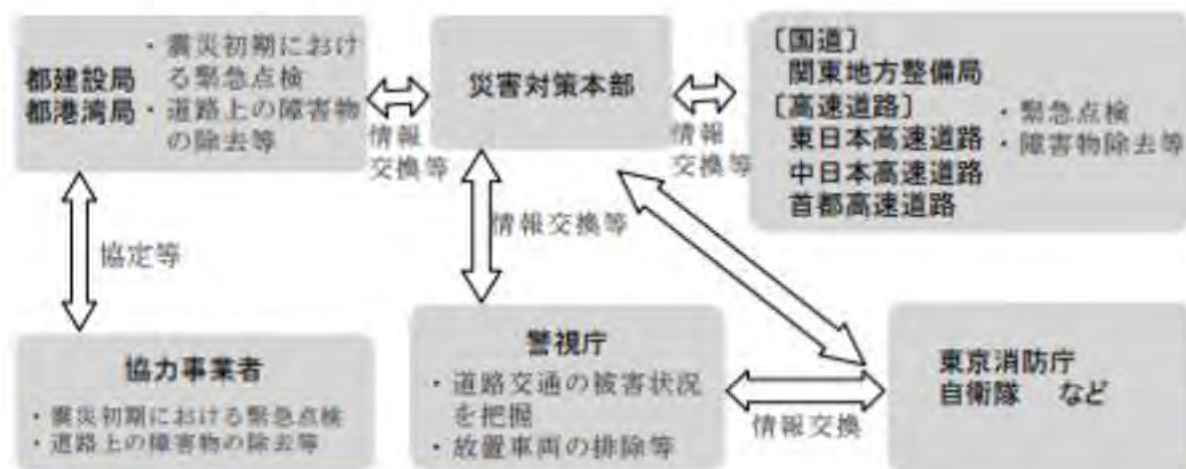
機 関 名	対 策 内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。 ● パトロール等を兼ねた広報

(2) 業務手順

ア 道路交通規制等



イ 緊急道路障害物除去



(3) 詳細な取組内容

ア 道路交通規制等

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

(ア) 交通対策

a 交通情報の収集、規制

- (a) 道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、交通規制の内容について広報の徹底を期する。
- (b) 被災地及びその周辺には危険箇所の表示を行う。なお、必要に応じて局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

b 交通規制の実施

道路における危険を防止するとともに、被災地域への車両の流入抑制等により交通総量の削減を図り、人命救助・消火活動に従事する緊急車両等の通行を確保するため、次の交通規制を実施する。

■ 参照（別冊「資料編」）

- 資料震 2.4.2 大震災時における交通規制
- 資料震 2.4.3 緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）

c 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

d 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(a) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、警察署長は、規

制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(b) 装備資器材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資器材を効果的に活用する。

(c) 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

e 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落した後、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

f 交通規制に係る標示

災害対策基本法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する場合の標示



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状、又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(イ) 緊急通行車両の確認事務等

■ 各関係機関

緊急通行車両、又は緊急輸送車両（以下この章において「緊急通行車両等」という。）の確認に係る事務処理の迅速化を図るとともに、発災時等に交通規制の対象から除外する車両（以下この章において「除外車両」という。）の認定に関する手続きを定め、発災時等における災害応急対策の適正を期するものである。※ 緊急通行車両等の対象となる車両の詳細については、別冊「資料編」の「資料震 2.4.2 大規模災害に伴う交通規制実施要領（警視庁）」を参照のこと。

確認機関		対象
ア 知事	(7) 都財務局長	都所有の車両、雇上車両及び業務の委託ならびに協定等に伴い必要となる車両（以下、「関係車両」という。）のうち(イ)に規定するもの以外
	(イ) 交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監	所管関係車両
イ	都公安委員会（警視庁）	アを除いた車両

a 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、発災時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うものである。

(a) 届出済証の交付

取扱警察署長等は、交通部長が緊急通行車両等に該当すると認めたものについては、申請者に対して緊急通行車両等事前届出済証の交付の措置をとるものとする。

(b) 届出済証の再交付

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失、滅失、汚損し、若しくは破損した旨の申し出があり、届出済証の再交付が必要と認めた場合は、再交付の措置をとるものとする。

(c) 届出済証の返還

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、申請に係る車両が緊急通行車両等の要件に該当しなくなった場合、廃車その他緊急通行車両としての必要性がなくなったことなどを理由に、届出済証の返還の申し出があったときは、これを受理し、速やかに返還の手続きをとるものとする。

(d) 事前届出の処理経過

取扱警察署長等は、「緊急通行車両等事前届出受理及び交付簿」を備え付

け、届出済証を交付しなかった場合の理由を備考欄に簡記するなど事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

b 緊急通行車両の確認

(a) 届出済証の交付を受けている車両

警察署、交通機動隊、又は高速道路交通警察隊の隊本部（以下この章において「隊本部」という。）、交通検問所等において届出済証の提示を求め、確認する。

(b) 届出済証の交付を受けていない車両

「緊急通行車両等確認申請書」に災害応急対策に係る事務、又は業務である旨を証する書類を添付させ、確認の審査を行う。

c 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付の措置をとるものとする。ただし、災害応急活動期にあつては、標章の交付対象車両を、救命・救助活動等に必要な車両に限定し、食料品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過した後に、交付するものとし、災害応急活動期の活動に支障が生じないよう配慮するものとする。

d 広域応援の車両

届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける必要がある。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。

イ 緊急道路障害物除去

■ 都、関東地方整備局（万世橋出張所）、首都高速道路（東京西局）、区

(ア) 実施方針

- a 災害時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱などの障害物が、道路上に散乱することが予想される。このため、区は、緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

なお、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。

- b 都及び区は、緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図るため、緊急道路障害物除去（啓開）路線を選定し、この選定路線について、路上障害物の除去等の応急補修を優先的に行う。

(イ) 緊急道路障害物除去（啓開）作業順位（都第四建設事務所・区）

- ア 第一次交通規制路線（緊急交通路）
イ 第二次交通規制路線
ウ 緊急輸送道路ネットワーク（第一次）

- エ 緊急輸送道路ネットワーク（第二次）
オ 緊急輸送道路ネットワーク（第三次）
カ その他

(ウ) 緊急道路障害物除去（啓開）路線の作業分担

機関名	主要路線
都第四建設事務所 都第六建設事務所	環七、環八、高島通り、環六、23 路線
首都高速道路 東京西局	首都高速 5 号池袋線、首都高速中央環状線
板橋区	ときわ通り、徳丸通り他 13 路線

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.4.4 緊急道路啓開路線図

(エ) 緊急道路障害物除去（啓開）路線の作業内容

機関名	実施内容
都第四建設事務所 都第六建設事務所	交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去等により、原則として上下各 1 車線を確保すること。
首都高速道路 東京西局	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
板橋区	協定に基づき、関係団体等の協力を求め、道路障害物除去（啓開）作業を実施する。

2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、改良復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
都建設局	● 道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 ● 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
首都高速道路 東京西局	● 災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る
関東地方整備局 万世橋出張所	● 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
都港湾局	● 所管道路の障害物除去及び応急復旧の実施
東日本高速道路 中日本高速道路	● 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を図る。

(2) 詳細な取組内容

被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、避難道路指定路線及び緊急道路障害物除去路線を優先的に実施する。

ア 道路応急対策計画

■ 区

- a 区内の道路の被害について、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。
- b 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。
緊急のため、状況に応じては、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。

第2 河川等

1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

河川関係障害物除去等を行う。

ア 河川関係障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
都建設局	● 全舟航河川における障害物を除去 ● 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去
関東地方整備局	● 港湾管理者が管理する区域に対する支援
都港湾局	● 局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用して障害物除去を実施 ● 清掃作業を委託している東京港埠頭株式会社やサルベージ業者等への応援要請 ● 東京港の障害物除去に関する国への応援要請
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）（東京湾海上交通センター）	● 船舶航行の障害となる漂流障害物を除去（巡視船艇により対応可能な範囲に限る。）

イ 河川及び内水排除施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、ただちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
都建設局	● 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施
下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道管、高潮防潮扉、水再生センター・ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
関東地方整備局	● 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。
都港湾局	● 高潮対策センター、第二高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに排水機場を操作する。

ウ 防災船着場の運用

都は、災害時に河川及び港湾が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所管の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。
都港湾局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

(2) 業務手順

ア 河川関係障害物除去

- 都建設局は、舟航河川における障害物を除去する。
- 都港湾局は、障害物を早期に発見するため、監視艇等により速やかに巡回するとともに、障害物を除去する。
- 関東地方整備局は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

イ 河川及び内水排除施設の応急措置

- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

公共土木施設の応急復旧、各機関が所管する施設の緊急工事等を行う。

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策
都建設局	● 河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ● 区の実施する応急措置を支援

機 関 名	対 策 内 容
都下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道管、水再生センター・ポンプ所等の排水施設の復旧対策
関東地方整備局	● 都及び区等の行う応急対策への支援
都港湾局	● 局所管施設の緊急工事

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 排水場施設に被害を生じた場合は、速やかに施設の復旧に努めて、水防団体等との協力及び応援態勢の確立を図り、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言のもとにこれを実施する。

■ 都建設局

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断のもとに、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 鉄道施設

第1 応急対策

(1) 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都交通局 東日本旅客鉄道 東京支社 東武鉄道 東上業務部 東京地下鉄	● 災害対策本部等の設置 ● 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 ● 徐行等の運転規制の実施 ● 乗客の避難誘導の実施 ● 負傷者救護を優先実施 ● 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

(2) 業務手順

- 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

第2 復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都交通局 東日本旅客鉄道 東京支社 東武鉄道 東上業務部 東京地下鉄	● 施設の被害状況に応じた復旧の実施

第3節 公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復

(1) 河川管理施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(2) 公共施設等の復旧

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 各施設管理者	● 施設の被害状況を調査し、復旧を実施
都	● 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

イ 詳細な取組内容

■ 区、各施設管理者

区等は、被災施設の復旧にあたり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(ア) 区有施設

- 区施設管理担当部は、応急対策の実施後、区民生活等への影響、復旧の優先度等を考慮し、復旧計画を作成し、本格的な復旧を行う。
- 指定管理施設については、指定管理者と連携し、施設の復旧に対処する。

(イ) 学校施設

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。
- 児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(ウ) 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

第10章 放射性物質対策

第1節 応急対策

第1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都	放射能対策チーム等を設置する。

(2) 詳細な取組内容

■ 都

ア 都災害対策本部を設置した場合

- 都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下この章において「対策チーム」という。）を設置する。
- 対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

（構成メンバー）

都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか

- 対策チームの事務は都総務局が掌理する。

イ 都災害対策本部を設置しない場合

- 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- 機能は上記対策チームと同様とする。

第2 都民・区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局 西部第二下水道事務所	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供
都総務局 都政策企画局	正確な情報提供・広報
都環境局	- 大気環境測定局で得られた気象データの提供 - 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	- 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 - 保健所において被ばく線量等の測定 - 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止

(2) 詳細な取組内容

■ 区

指定した区施設等における空間放射線を測定し、公表する。

第3 放射線等使用施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、**放射線同位元素等の規制**に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、**放射性同位元素使用者等に対し**、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
都福祉保健局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

(2) 詳細な取組内容

■ 区

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

第4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

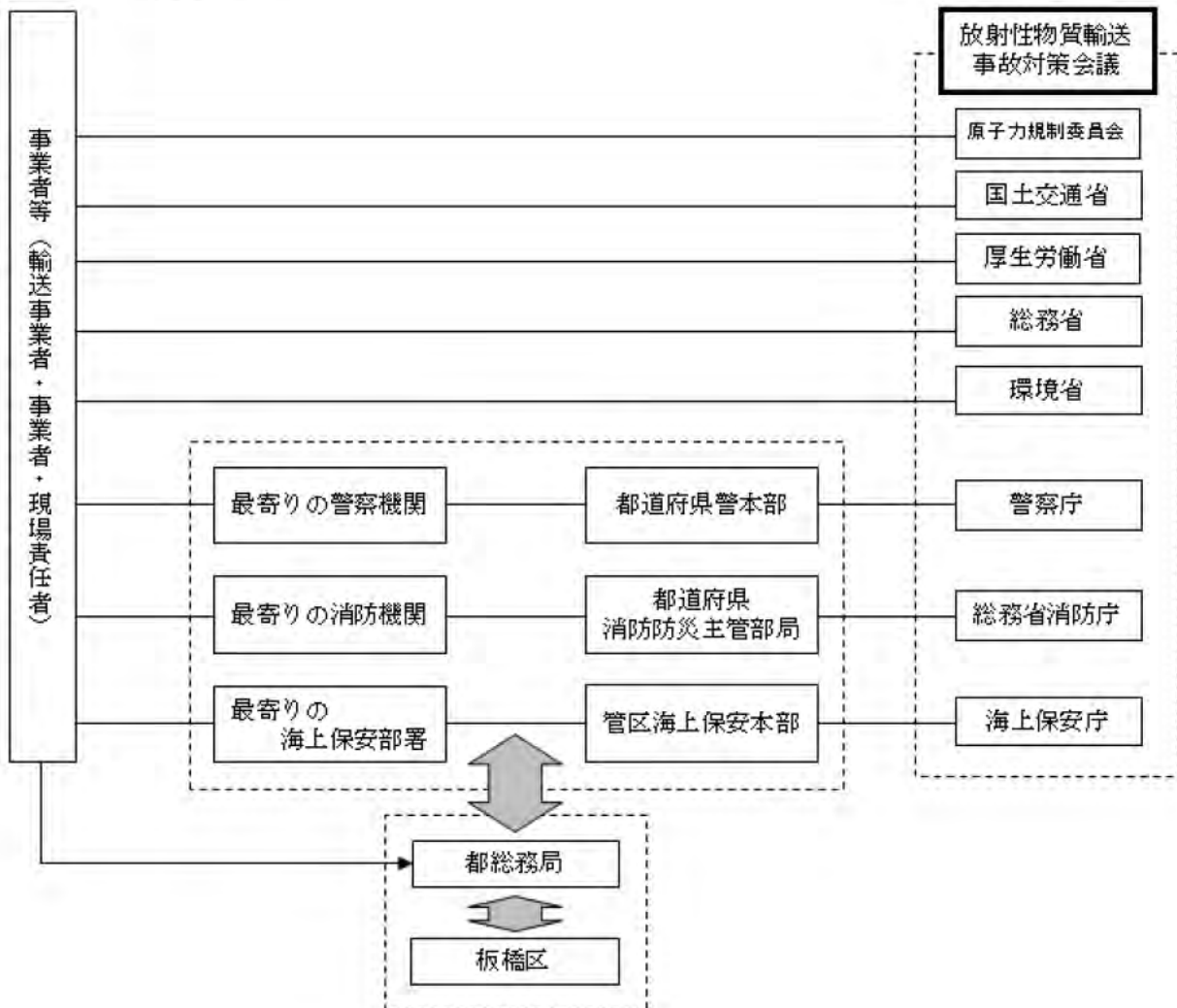
(1) 対策内容と役割分担

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 事故の状況把握及び区民等に対する広報 ● 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ● 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
事業者等	● 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ● 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	● 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ● 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	● 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ● 国への専門家の派遣要請や都民の避難等の措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ● 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
第三管区 海上保安本部	● 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 ● 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援

(2) 業務手順

【情報連絡体制】



(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 事故情報の収集・連絡

都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

イ 区への対応

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区災対本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

- 退避・避難収容活動
- 緊急輸送活動
- 事故状況の情報収集、被害状況の調査
- 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
- 区民の健康調査
- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - 区民に対する避難の指示
 - 区民の避難誘導
 - 避難所の開設、避難住民の保護
 - 情報提供、関係機関との連絡

■ 事業者等

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第2節 復旧対策

第1 保健医療活動

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の安全を確保し、健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 健康相談に関する窓口の設置 - 被ばく線量等の測定
都福祉保健局 東京都立病院機構	- 健康相談に関する窓口の設置等 - 行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において被ばく線量等の測定

(2) 詳細な取組内容

■ 区

区民の求めに応じ、公立病院、保健所において被ばく線量等の測定等を実施する。

第2 放射性物質への対応

(1) 役割分担と対策内容

機 関 名	対 策 内 容
都各局 区	除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

■ 区

- 区の実施した測定で、地上1メートルで周辺に比べ空間放射線量率毎時1 μ Sv（マイクロシーベルト）以上の高い数値が測定された場合、再測定を行い、都・国に連絡する。
- 区立公園、区立幼稚園、区立学校、区立保育園、私立保育園等の子どもが常時立ち入る公共的な場所で、地上1メートルで毎時0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定された場合、除染の対象とする。
- 区民から民有地で毎時1 μ Sv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定されたと通報があった場合は、土地所有者の了解を得ながら測定を行う。

第3 正確な情報提供

(1) 役割分担と対策内容

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故に関連する「風評」の発生により、農作物等の売り上げが減少し、生産者がいわれのない経済的な被害を被った。このような被害を未然に防ぐために、区民の安全確保、区内の産業・経済への影響について、正確な情報を発信する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区民の安全確保のための正確な情報提供 ● 区内の産業・経済の安全確保のための正確な情報提供
都産業労働局	● 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。 ● 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR する。 ● 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。
都中央卸売市場	● 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ● 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供
都港湾局	● 貿易相手国等に対して東京港の安全性を PR する。

(2) 詳細な取組内容

■ 区
● 放射性物質による被害は、次の2つに区別して対応する必要がある。 ① 身体に有害な放射線の作用（被害）があった「実際の被害」 ② 実際の被害ではない「風評に過ぎない被害」 ● ①については、区民の身体の高危険が懸念されるため、放射線量（空間、水・食品など）、健康への影響と対応策などの正確な情報を伝達することで、区民自らが危険を把握し、安全を確保できるよう努める必要がある。 ● 一方、②については、区内の製造業をはじめ、集客施設や観光、農産物等への影響が懸念されるため、専門知識を有する検査機関等と連携した情報収集及び検査体制を確立するとともに、農産物等の検査結果を的確かつ速やかに広報する必要がある。 ● 区は、放射性物質対策としての情報発信について、（ア）“区民の身体”の安全確保、（イ）“区内の産業・経済”の安全確保を目的とし、正確な情報の発信に努める。

第11章 噴火降灰対策

第1節 情報の収集・伝達

(1) 対策内容と役割分担

区は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

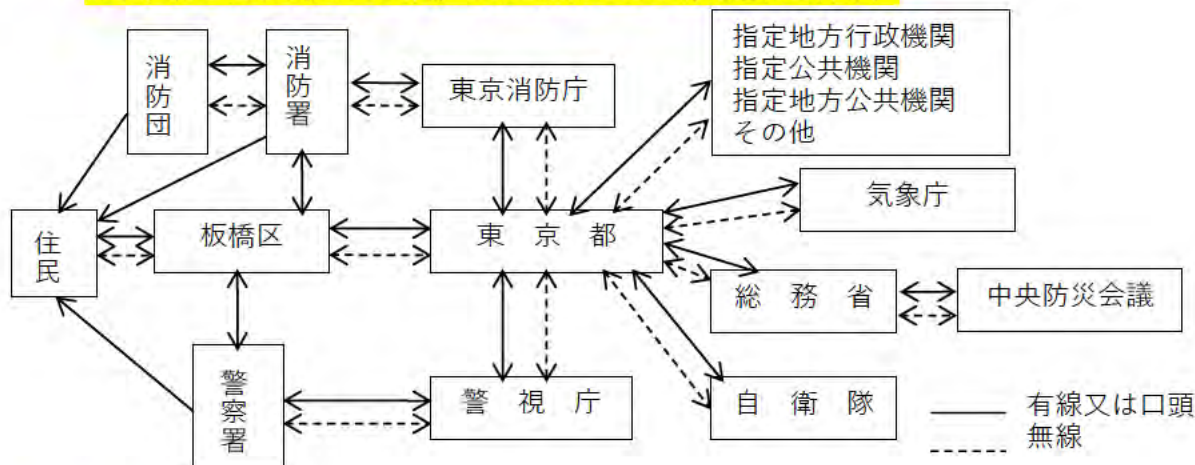
特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

機 関 名	対 策 内 容
区	気象庁が発表する火山警報等の情報を収集する。

【降灰予報の種類と内容】

種 類	内 容
降灰予報 (定時)	(1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表 (2) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	(1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表 (5) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	(1) 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表 (5) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

なお、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。



(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 降灰に関する重要な情報の伝達

- 区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て区内に周知する。

イ 区民への広報・問合せ対応

- 区は、降灰予報等により、区内に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で区民等に提供する。

ウ 降灰調査・報告

- 区は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。
(降灰調査の報告項目)
①降灰の有無・堆積の状況 ②時刻・降灰の強さ ③構成粒子の大きさ
④構成粒子の種類・特徴等 ⑤堆積物の採取 ⑥写真撮影
⑦降灰量・降灰の厚さ（※可能な場合）

エ 被害状況等の調査報告

- 区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

オ その他被害状況に応じた対応の実施

- 区は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。
- 区は、農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。
- 降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、区は必要に応じて避難指示等を発令し、住民を避難させる。

第2節 交通・ライフラインの応急対策

第1 交通の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに必要な対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 関東地方整備局 万世橋出張所 首都高速道路 東京西局 都建設局 都港湾局 東日本高速道路 中日本高速道路	● 被害の調査 ● 応急措置及び応急復旧対策
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 危険箇所の表示や交通規制
東日本旅客鉄道 東京支社 東武鉄道 東上業務部 東京地下鉄	● 被害の調査 ● 応急措置及び応急復旧対策

(2) 詳細な取組内容

■ 区、関東地方整備局、首都高速道路、都

- 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

- 降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

■ 東日本旅客鉄道東京支社、東武鉄道東上業務部、東京地下鉄

- 降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第2 ライフラインの応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
都水道局 北部支所 板橋営業所	● 貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧
都下水道局	● 汚水、雨水の疎通対策

(2) 詳細な取組内容

■ 都水道局

- 降灰により、貯水施設及び浄水施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

■ 都下水道局

- 降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第3節 宅地等の降灰処理

(1) 対策内容と役割分担

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が生じた場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 降灰予報やその他火山情報の把握 ● 宅地の降灰運搬 ● 収集した降灰の処分 ● 測定機器の設置・測定 ● 被害額の算定・報告
都都市整備局	● 区への指導 ● 国に対する被害状況や被害額等の報告・進達
国土交通省 都市・地域整備局	● 復旧対策の助成措置

(2) 詳細な取組内容

■ 区 ● 宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。 ① 火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。 ② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 ③ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。 ④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。 ⑤ 火山灰の処分は、区が都や関係機関と調整して行う。 ● 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。
--

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

第1節 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

ごみ処理は、区の被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材等の確保を協力して行うなど広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区 資源環境部	所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定など、災害廃棄物処理計画を速やかに策定
都環境局	- 広域的な支援要請等を実施 - 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	- 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 - 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 業務手順

■ 区

区は、担当部署で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」や「板橋区災害廃棄物処理計画」等に沿って主体的に対応する。

(3) 詳細な取組内容

ア 広域調整等

■ 都、区

機 関	取 組 内 容
都環境局	- 区から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。 - 区の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、区が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じる場合は、区の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。
区	可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

イ 臨時集積所の運用等**■ 区**

災害時のごみは、分別を徹底させ、区有地、公園、その他空地等に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。

ウ ごみの収集運搬態勢**■ 区**

ごみの収集運搬は、板橋東清掃事務所（志村清掃事業所を含む。）、板橋西清掃事務所の相互援助態勢を整備し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員並びに器材を活用し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に、収集態勢確立後2週間で行う。

エ 公有地等の活用**■ 区**

処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した公有地等を中継所（仮置場）として活用し、収集の効率化を図る。

オ 関係機関との応援連携**■ 区**

被害が大きく、清掃事務所・事業所における現有能力（人員・器材）では、その処理に長期間を要すると判断した場合は、関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

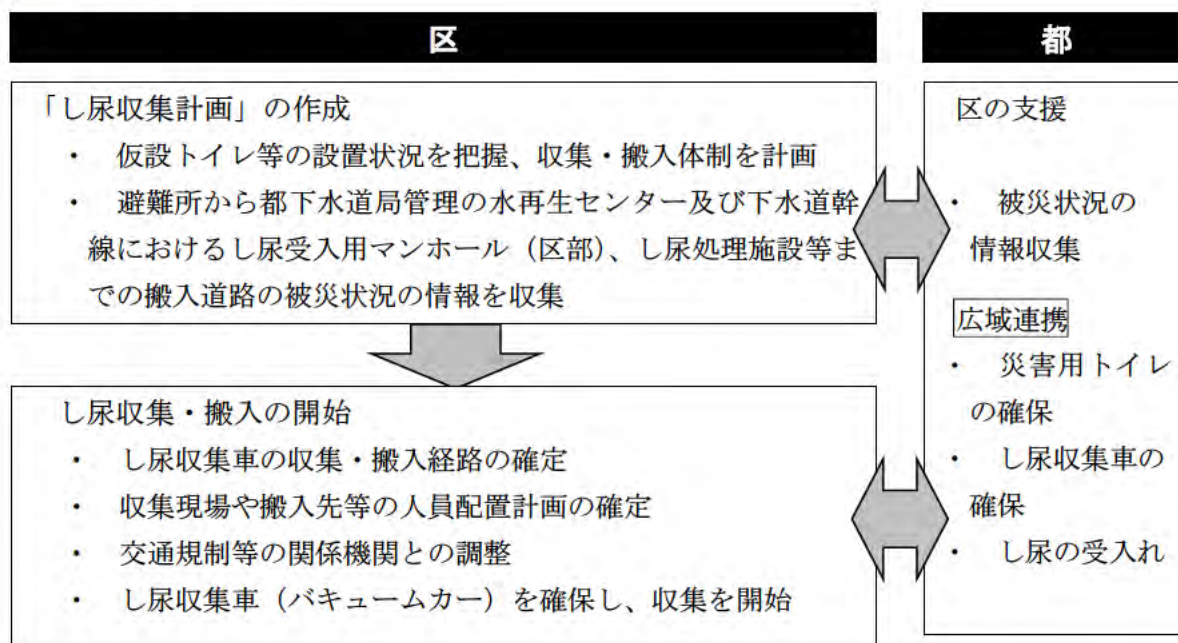
(1) 対策内容と役割分担

区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設への搬入を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備 - 断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽や防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 - 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める
都本部	災害用トイレに関する広域的な調整等
都環境局	し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等
都下水道局	水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理

(2) 業務手順

ア 対応フロー



イ し尿処理の基本的考え方

(ア) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

(イ) 上記の対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。

(3) 詳細な取組内容

ア 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

(ア) し尿の収集・搬入

■ 区

- 区は、震災が発生した場合、平常時における収集対象戸の被害状況及び仮設トイレの設置状況を把握し、収集態勢を整備する。
- 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター、し尿処理施設及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホールなどに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- 区は、必要により他自治体等への応援要請を行い、搬入する水再生センター及び受入れ人孔（マンホール）を確定して、収集態勢の整備を行う。
- し尿収集車の確保状況に応じて、し尿収集車による収集を要しない処理方法を継続する。

（イ） し尿収集車の確保に係る調整等

■ 都

都は、汲み取りの必要な災害用トイレを継続的に活用するため、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

イ 避難所等における対応

（ア） 避難場所における対応

■ 区

- 延焼の状況、水洗トイレの使用の可否等その状況により、防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。
- 下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進する。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレにより対応する。

（イ） 避難所における対応

■ 区

- 断水時には、プール、防災用井戸等により確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しないマンホールトイレ等の災害用トイレを確保し、対応する。
- 発災後4日目からは、区は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

■ 都

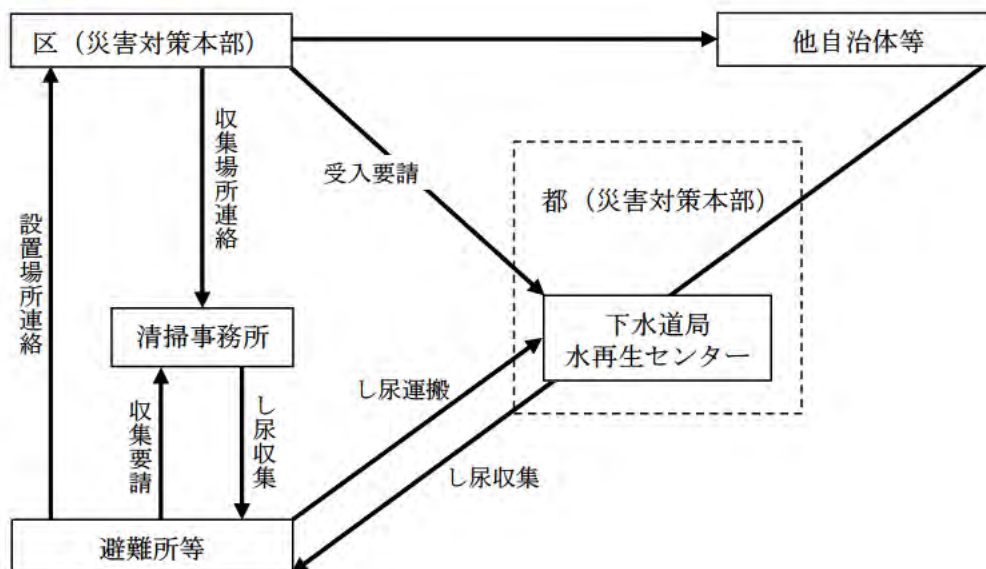
備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(ウ) 事業所・家庭等における対応

■ 事業所、家庭等

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で汲み置き、防災用井戸、備蓄、給水所、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

ウ し尿処理態勢



第3節 災害廃棄物処理

第1 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、区の被災状況や委託要請を踏まえ、都も仮置場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 資源環境部	● 区の災害廃棄物処理計画及びマニュアルに沿って対応 ● 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 ● 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ● 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定 ● 災害廃棄物処理費用において、国・都と国庫補助等を調整
都環境局	● 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握 ● 区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都建設局	● 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都総務局	● 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議

第1部

第2部

第3部

第4部

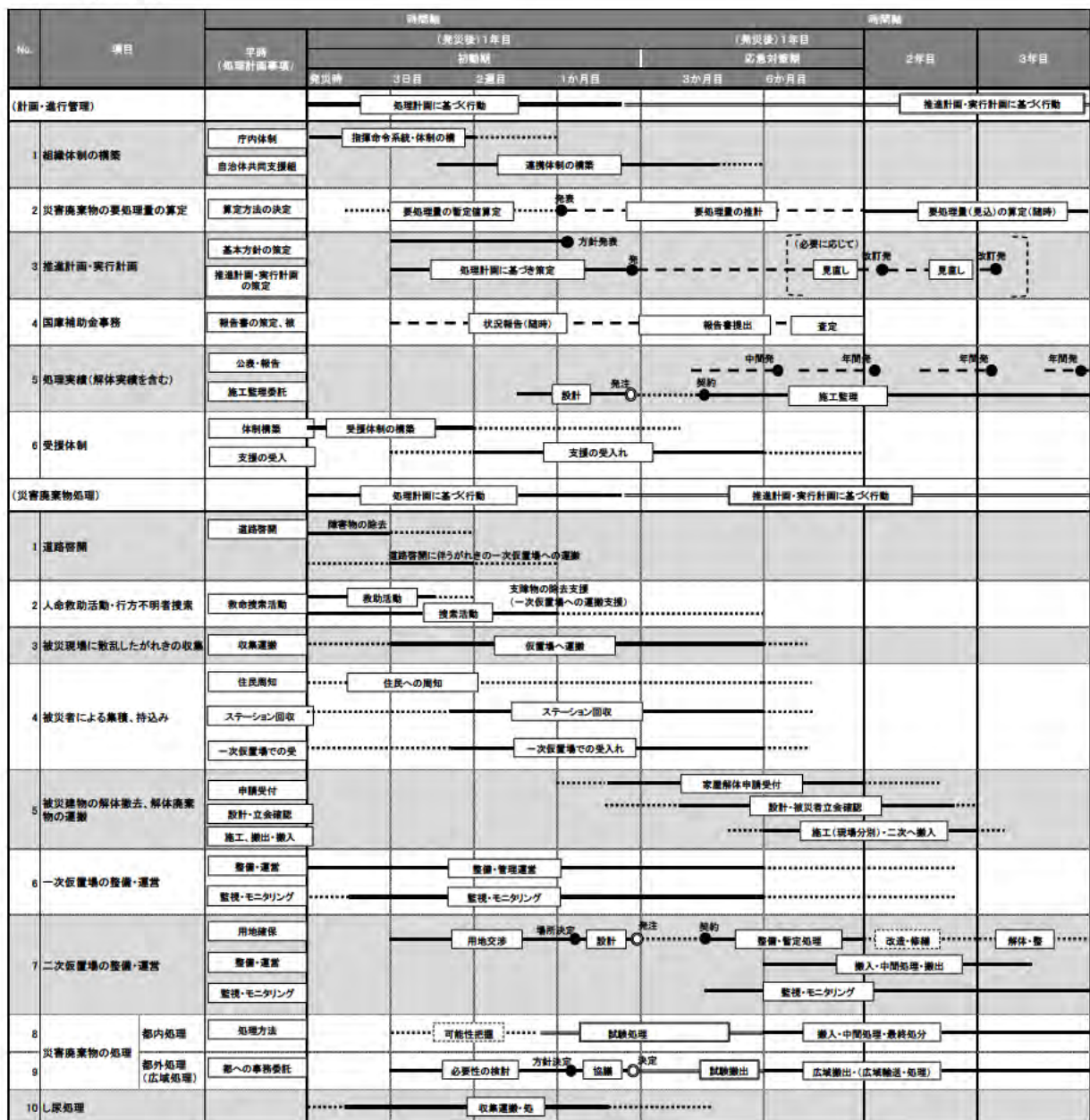
第5部

第6部

第7部

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理
第3節 災害廃棄物処理

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

■ 区

ア 「災害廃棄物処理対策班（仮称）」の設置

震災後、区は、速やかに災害廃棄物処理を行う臨時組織である「災害廃棄物処理対策班（仮称）」を資源環境部に設置し、「板橋区災害廃棄物処理計画」に基づき、都と連携して適切な災害廃棄物処理を行う。

【「災害廃棄物処理対策班（仮称）」の構成等】

構成主管課	所管業務
資源環境部 資源循環推進課	a 円滑かつ効果的な処理を推進するため、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量（推計）について都に報告する。
	b 「災害廃棄物処理計画」に従って処理する。

イ 被害状況の確認

所管の区域における被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。

ウ 災害廃棄物処理計画の策定と見直し

災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本的事項を定めた「板橋区災害廃棄物処理計画」を策定した。計画は、実行性を高めるために必要に応じて見直しを行う。

エ 緊急道路障害物除去作業に伴う災害廃棄物の搬入

緊急道路障害物除去作業により収集する災害廃棄物を、各地の仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

オ 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

（ア） 実施方針

- 災害廃棄物の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、災害廃棄物処理対策班（仮称）において区民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について災害対策基本法第64条や第86条の5の廃棄物処理特例地域として指定された場合の規定、特例措置を国が講じた場合等により、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

(イ) 受付事務

災害廃棄物処理対策班（仮称）は、次の事項に対応する。

事項	内容
申請受付窓口の設置	発災後速やかに区民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を区役所及び区民事務所に設置する。
解体・撤去の適否判断	申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等（都主税局「土地・建物名寄帳」を利用）を確認し、解体・撤去の適否を判断する。また、被災者台帳等との確認を行う。
確認書類	申請時には、次の書類を必要とする。 a 個人の場合 …… 身分証明書 b 中小企業の場合 …… 登記簿、従業員数を確認できる書類

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.13.3 解体・撤去の処理に関する申請様式

(ウ) 民間業者との契約事務

災害廃棄物処理対策班（仮称）は、緊急道路障害物除去終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(エ) 適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業は、**災害廃棄物**を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき、適正に取り扱うよう委託業者に対し、指導を徹底する。
- 搬出した**災害廃棄物**については、災害廃棄物処理対策班（仮称）の指示する仮置場に搬入する。

第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部	第7部
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



カ 災害廃棄物の仮置場の設置

- 仮置場は、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- 具体的には、災害廃棄物処理の経過に応じて、次のように区分する。

区分	内容
第一仮置場 (災害廃棄物処理対策班 (仮称)が設置)	● 緊急道路障害物除去により収集した災害廃棄物を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。 ● 緊急道路障害物除去終了後は、引き続き輸送の効率をはかるため、建物の解体により発生した災害廃棄物の積替え用地として使用する。
第二仮置場 (災害廃棄物処理対策班 (仮称)が設置)	● 緊急道路障害物除去終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した災害廃棄物の積替え用地として使用する。
第三仮置場	● 第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。 ● 第三仮置場周辺で発生した災害廃棄物は輸送効率を勘案し、第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。

- 各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできる限り減容化する。

キ 災害廃棄物仮置場搬入券の発行

- 仮置場への災害廃棄物の搬入は、仮置場搬入券を保有する者に限る。
- 災害廃棄物処理対策班(仮称)は、「解体・撤去災害廃棄物」及び「持込災害廃棄物」搬入券を、搬入希望者の申請に基づき発行し、搬入券の発行状況について、随時「災害廃棄物処理対策調整本部(仮称)」「(区資源環境部)」に報告する。
- 区が解体・撤去作業の委託契約を締結した業者に対しては、契約時に搬入券を発行する。

■参照(別冊「資料編」)

資料震 2.13.4 災害廃棄物搬入承認券発行申請様式

ク 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

- 第一・第二仮置場から分別して搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律(以下、「資源有効利用促進法」という。))」や「建設工事における資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。))」に基づいて、次の品目ごとにできる限り再利用する。
- 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできる限り減容・減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

<災害廃棄物の再利用の用途等>

品目	再利用の用途等
廃木材	● 破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。 ● チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。
コンクリートがら	破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。
金属くず	製鋼材料等に再利用する。

ケ 災害廃棄物の処理に必要な協力態勢について

災害廃棄物の処理にあたっては、次の業務について、資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

業務	内容
倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去	a 倒壊建物の解体業務 b 発生「災害廃棄物」の撤去業務
「災害廃棄物」仮置場の設置	a 仮置場の維持管理業務 b 仮置場からの「災害廃棄物」の搬出
「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分	a 廃木材・コンクリートがら等破碎処理 b 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 c 再利用施設への搬入 d 再利用施設での優先的な処理 e 最終処分場への「災害廃棄物」の搬入

第1部

第2部

第3部

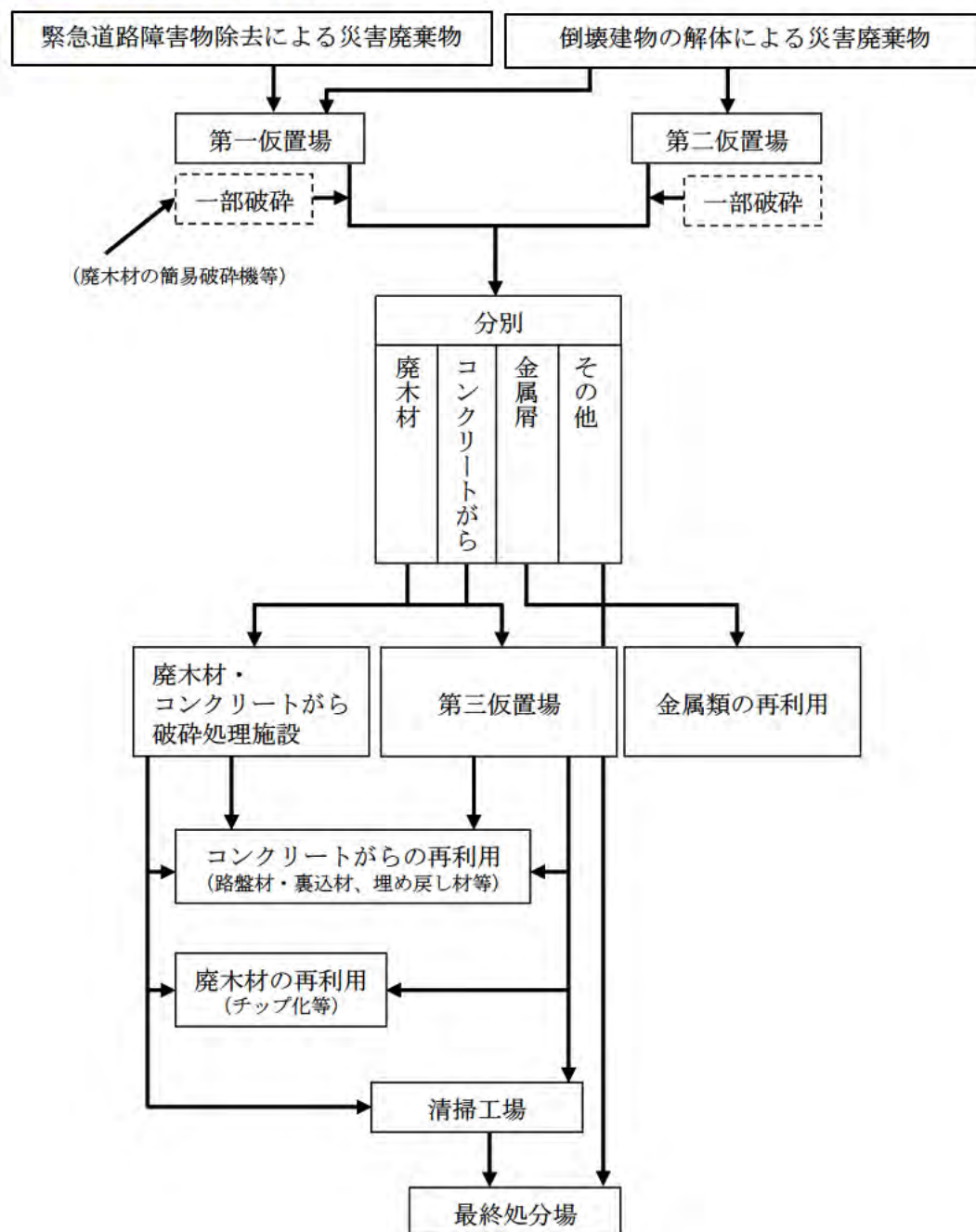
第4部

第5部

第6部

第7部

コ 災害廃棄物処理の基本的流れ



第2 災害廃棄物処理の実施

(1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や区での一次仮置場の状況を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 資源環境部	● 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。 ● 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告 ● 実態相当規模の災害廃棄物の最終処分受入場所を確保
都環境局	● 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ● 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ● 仮置場、最終処分場の確保に関する支援
都総務局	● 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請

(2) 詳細な取組内容

■ 区

資源循環推進課は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第13章 大規模事故対策

区は、区域に不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的防災機関として、都等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

なお、本章に記載のないものは、「震災・火山編」の他の章を準用する。

第1節 活動体制等

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害対策本部を設置（必要があるとき） ● 警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を実施（必要があるとき） ● 相談所の設置
都環境局	● 応急対策本部または災害対策本部を設置（必要があるとき） ● 区の広報に対する応援の実施
防災機関	● 所管に係る災害応急対策を実施 ● 都及び区が実施する災害対策が円滑に行われるよう、その業務について協力

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

■ 都

- 東京都災害対策本部が設置され、必要があると認めた時は区にその旨を通知する。廃止の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。
- 知事は、特に必要があると認めた時は、区長に対して、区職員を本部派遣員として東京都災害対策本部の事務に協力することを求める。
- 知事は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。
- 区から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続きをとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。

第2節 鉄道事故

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都交通局	● 事故の処理 ● 情報の収集・伝達および指揮命令の確立 ● 輸送の早期回復及び被害の拡大防止
東日本旅客鉄道	● 復旧体制の整備
東武鉄道	● 応急対策の確立
東京地下鉄株式会社	● 対策本部、現地対策本部の設置 ● 旅客の安全確保
都	● 各鉄道事業者との連携

(2) 詳細な取組内容

■ 都交通局

- 鉄道事業者との覚書に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
- 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。
- 事故が発生した場合または発生が予想される場合における旅客および輸送の安全確保をはかるため、情報の収集・伝達および指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び被害の拡大防止に努める。

■ 東日本旅客鉄道

- 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項についてあらかじめ計画し訓練を実施する等、常に復旧体制を整備する。
 - 1 応急処置方法
 - 2 情報の伝達方法
 - 3 事故復旧対策本部尾設置方法
 - 4 非常招集の方法
 - 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

■ 東武鉄道

- 事故発生に際し、その被害を最小限に止めるとともに、輸送の確保を図るため、事故発生時における応急対策を確立する。
 - 1 運転事故の発生のおそれがあるとき、又は運転事故が発生して、併発事故を発生する恐れがあるときは、列車の停止手配をとる。
 - 2 事故発生時には、運転取扱実施手順、鉄道事業本部事故災害等対策規程、運転事故応急処置手続き等により、対策本部を設け、要員を招集し、迅速な復旧に努める。
 - 3 事故発生時における列車の運転については、その都度の状況に応じて折返運転、代行輸送等により対処する。■ 東京地下鉄

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

- 事故・災害等対策規程に基づき非常態勢を発令し、本社内に対策本部を設置する。
- 事故が発生した場合、事故発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。
 - 1 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。
 - 2 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止を行う。
 - 3 被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、消防隊、救出隊の出動を要請及びその活動に協力する。
 - 4 現地対策本部は、救援隊により旅客の救出及び救護ならびに救急隊の出動要請及び活動に協力する。
 - 5 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT 加入電話及び携帯電話等を活用する。
 - 6 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に公表する。
 - 7 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。
 - 8 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出勤を要請する。
 - 9 復旧工事に係る現業長は、緊急自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動態勢を確立しておく。

第3節 道路・橋りょう事故

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 状況把握、応急措置・復旧対策の確保 ● 現地連絡調整所の要請（状況に応じて） ● 避難先の確保、避難の誘導
関東地方整備局	● 関係機関への連絡 ● 応急・復旧措置
東日本高速道路	● 災害応急対策の実施 ● 東京都並びに関係各機関と情報交換
首都高速道路	● 災害応急対策の実施 ● 関係機関等との情報交換
都福祉保健局	● 負傷者の受入れ病院の調整 ● 東京 DMAT の追加支援要請
都建設局	● 関係機関への連絡、調整 ● 応急措置の実施 ● 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害現場の要旨に基づき部隊を派遣 ● 必要に応じて東京 DMAT と連携し、救出救助活動・救急活動を実施
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 要救助者の救出救助及び避難誘導 ● 周辺道路の交通規制等

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
- 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
- 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難の誘導などを行う。

■ 関東地方整備局

- 関東地方整備局が所管する道路に関する大規模災害が発生した場合、又は発生が予測される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。
 - 1 関係機関への連絡
 - 2 応急措置・復旧体制の確保
 - 3 応急・復旧措置の実施
- 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

■ 東日本高速道路

- 東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と情報項を行う。

■ 首都高速道路

- 大規模事故が発生した場合又は発生が予測される場合、防災事業計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行う。

第4節 ガス事故

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 状況把握、応急措置・復旧対策の確保 ● 現地連絡調整所の要請（状況に応じて） ● 避難先の確保、避難の誘導
東京ガス	● 通報連絡 ● 応急措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害現場の要旨に基づき部隊を派遣 ● 必要に応じて東京 DMAT と連携し、救出救助活動及び救急活動を実施
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 関係機関と連絡通報を実施 ● 避難の指示 ● 避難区域内への車両の交通規制 ● 避難路の確保及び避難誘導

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
- 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
- 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難の誘導などを行う。

■ 東京ガス

(ア) 通報連絡等

通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、ならびに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。

(イ) 非常災害対策組織

ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動態勢を確立している。

(ウ) 事故時の応急措置

- a 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置を取る。
 - (a) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。
 - (b) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。
 - (c) 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。

第1部

(d) 状況に応じ、マンホール開放を行った場所は、通行者に対する安全誘導を行う。

(e) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。

第2部

b 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。

c 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第14章 応急生活対策

第1節 被災建築物の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 都市整備部	● 地震発生後 10 日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。
都都市整備局	● 地震発生後 10 日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。

(2) 詳細な取組内容

ア 判定制度の趣旨

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止し、区民の安全確保を図るためできる限り早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について応急的に判定する。

イ 判定の実施態勢の整備状況

- 区
- 「板橋区建築物応急危険度判定委員会」を組織し、緊急時に備えた実施体制（連絡網等）の整備及び調査方法の講習会等を実施している。
 - 判定員会に加入している判定員は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」により災害ボランティアとして都に登録している「応急危険度判定員」で、板橋区に在住・在勤している判定員のうち 164 名（平成 26 年 12 月現在）が加入している。
 - 区では、一般社団法人東京都建築士事務所協会板橋支部と協定を締結し、応急危険度判定を行う体制を確保している。その他、板橋区建設業協会、板橋区建設関連協会等との協定を活用し、効果的に実施する。
 - 区立小中学校の避難所では、早期の避難所開設のため、応急危険度判定に先立ち、学校防災連絡会の事前の取決めにより、近隣の建築事業者が仮の使用のための検査を実施する。
 - 区内の被害が甚大で、区による応急危険度判定の人員が不足する場合は、都に応援を求める。

ウ 判定の役割分担

■ 区、都等

判定対象住宅	実施主体	判 定 の 実 施
民間住宅	区	区長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下この章において「判定実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
	都	- 知事は、区長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 - 区に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 - 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅等	都住宅政策本部及び都住宅供給公社	- 都営住宅等の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 - 都住宅政策本部及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事する。 - 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。
都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	各管理者	都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。
区営住宅	区	区が管理する住宅については、災対都市整備部が応急危険度の判定を行う。
区施設（区営住宅を除く。）	区	区施設（区営住宅を除く。）については、災対施設管理担当部が応急危険度の判定を行う。

エ 区による被災建築物の応急危険度判定

■ 区

(ア) 判定の実施態勢等

地震発生直後の応急対応の一環として、民間重要施設、一般の戸建て住宅を始め共同住宅等の被災建築物の安全性の判定を応急的に次の通り実施する。

事項		内容
応急危険度判定実施本部の設置		- 区長は、地震により多くの建築物等が被災した場合、区災対本部のもとに判定実施本部を設置し、必要な措置を講じ判定を実施する。 - 判定支部を地域センター内に設置する。
区から支援体制	都への支援要請	区長は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、都知事等に対し支援を要請する。
	建築物応急危険度判定員（民間建築士）の出動要請等	区長は、人々の安全確保の観点から、判定の対象となる建築物が多数にのぼることが想定されるため、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した建築物応急危険度判定員（民間建築士）の出動要請等を行う。
その他		その他判定に関することは、板橋区被災建築物応急危険度判定要綱による。

(イ) 判定対象建築物及び適用範囲

- 判定対象建築物は、判定実施本部が災害の状況に応じて決定した「要判定地域」内にある民間の戸建・共同住宅等とする。

判定対象建築物	説明
民間重要施設	- 災害時に一時的に区民が避難する公共公益施設（教育施設等） - 病気や怪我のための医療施設、福祉施設（病院・特別養護老人ホーム・高齢者住宅等） - 多人数の利用する施設（大型小売り店舗等）
民間住宅	戸建て住宅、併用住宅、共同住宅

- 被災建築物の応急危険度判定の適用範囲は、地震の被害を受けた木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の通常構法の建築物とする。

(ウ) 判定方法

判定員は、目視又は簡易な道具を使用し、判定基準に従って、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査判定する。

(エ) 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

(1) 対策内容

ア 目的

災害対策本部が設置される規模の地震又は自然災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、区民の安全確保を図る。

イ 判定対象宅地

盛土規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(2) 詳細な取組内容

■ 都、区

ア 判定の実施

機関	取組内容
区	- 区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地の危険度判定を要すると判断したときは、必要な措置を講じ被災宅地危険度判定本部を設置するとともに都知事に連絡し、報道機関等を通じて区民に判定実施の周知に努める。 - 実施本部は、被害状況を把握し危険度判定実施に関する計画を策定する。 - 判定は、災害ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を都に要請し、実施本部が判定士を受け入れて実施する。
都	- 知事は、区長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。 - 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、もしくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

イ 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 被害に係る住家被害認定調査等

(1) 対策内容

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 被害に係る建物被害の状況調査を行い、都本部に報告する。

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 区は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 区は、上記指針に基づき、被害に係る住家被害の状況調査を行い、都本部に報告する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 罹災証明書の交付

第1 罹災証明書の交付準備

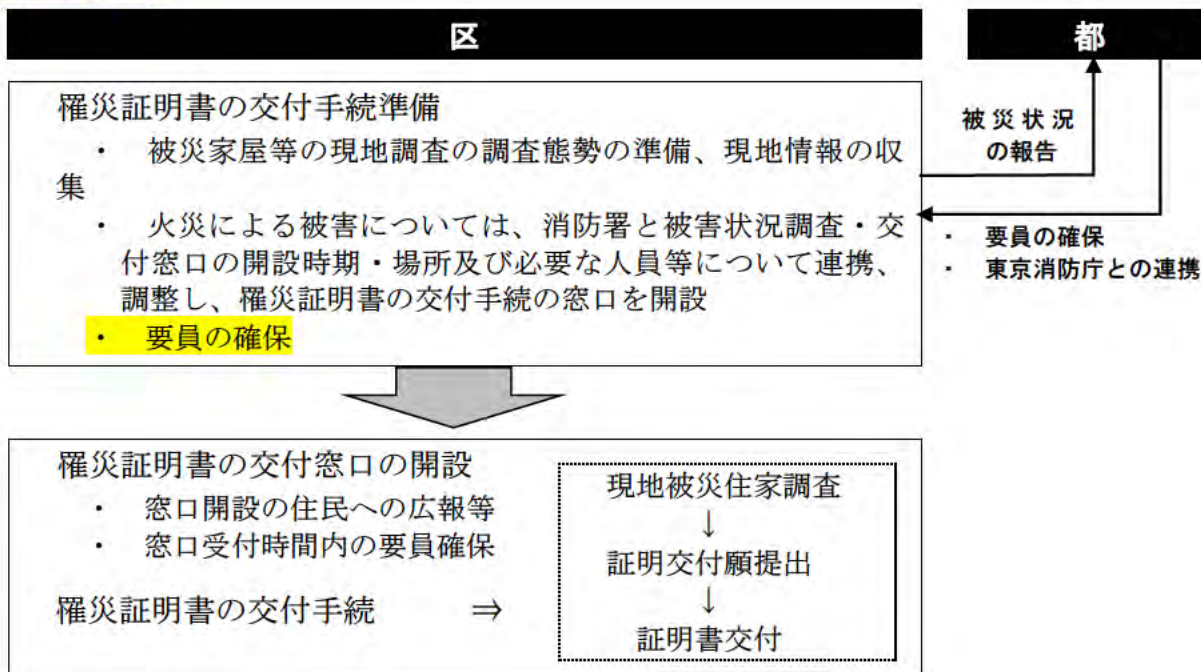
(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活応急対策は、罹災証明書の交付の事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、都と区は連携して迅速に実施する。詳細は、「震災復興マニュアル（生活復興マニュアル）」による。

罹災証明の調査は、災害対策基本法第90条の2及び消防法に基づき、住家の倒壊については区で実施し、火災は消防部署で実施するが、罹災証明書交付は区で行うため、連携・協力体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 - システム稼働に向けた準備や資機材を確保 - 住家被害認定調査実施に向けた計画等を作成 - 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
都総務局	- 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、要員確保に関する協力を要請 - 職員を被災区市町村へ派遣 - 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 火災による被害状況調査の実施に向けた、区との調整 - 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

ア 発行手続き準備

- 区は、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。なお、建築物等の応急危険度判定とは調査対象及び判定基準は異なる。
- 罹災証明書のための住家被害認定調査を進めるにあたり、事前に、資器材の確保を図る。
- 東京湾北部地震での被害想定では、全壊・全焼が 2,403 棟、半壊が 10,736 棟のため、調査対象件数は 30,000 棟以上と想定されることから、区が主導して罹災証明発行に関する調整会議（仮称）を設置し、災対本部・復興本部で全庁的な体制を整備する。
- ※調査家屋件数のうち、罹災証明書交付件数の割合は、仙台市では約 30%、大島町では約 10%といった数値の例もある。
- 消防署は、区と調整及び連携し、火災による被害状況調査を実施する。

＜調査の区分＞

区分	実施主体
被害状況の調査	区（地域班）
火災による被害調査	消防署

- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために東京消防庁と必要な情報の共有を図る。

イ 交付窓口の開設

(ア) 交付場所等

a 開設時期

原則として発災の2週間後を目安とし、災害状況その他による住家被害認定調査の進捗状況により判断する。

b 交付場所

交付場所	開設主体
区役所戸籍住民課（1階ロビー）	区・消防合同で開設
区民事務所（6か所）	〃
消防署（2か所）※災害対策基本法対象外の被害の場合	消防単独で開設
消防出張所（7か所）※災害対策基本法対象外の被害の場合	〃

※区本庁舎及び被災地に開設する

c 交付会場

会場には、受付・交付窓口・再調査相談等を設置し、再調査相談は区職員と消防等の関係機関、協定自治体や応援自治体等が連携して専門的な内容に対応できるよう実施する。

(イ) 東京消防庁との連携（火災による罹災証明調査）

火災に関する罹災証明書の交付について、東京消防庁（消防署）は区と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図る。

(ウ) 交付

a 交付手続き

区分	交付者	交付窓口	交付手続き
罹災証明書	区長	区戸籍住民課 区民事務所	- 区内の被災者台帳※を備え付け、その名簿（名簿によって確認できない者は、申請者の立証資料）等によって、被災者の申請により、発行する。 - 罹災証明の発行システムの活用
火災による罹災証明書	消防署長	消防署 消防出張所	東京消防庁が定めた様式により発行する。※災害対策基本法対象外の被害の場合

※ 区内の被災者台帳は、罹災証明の発行システムによる端末からの閲覧・操作を含む。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.2 罹災証明関係様式

b 発行手数料

免除とする。

c 近隣自治体との調整

罹災証明書の交付基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

(エ) 被災者台帳の整備

災害対策基本法第 90 条の 3 により、被災者台帳を整備する。整備にあたっては、住家被害認定調査を基本に、住民基本台帳その他各種台帳との整合性や都主税局の固定資産台帳データ、消防署の火災調査による台帳等との調整を図る。記載する主な内容は次のとおりとする。

a 記載内容

氏名（世帯構成）、生年月日、性別、住所又は居所、整理番号、住家・非住家（事業所等）の区分、住家の被害その他区市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由、その他内閣府令で定める事項

b 個人情報保護

台帳の整備及び利用については、調査実施及び証明を利用する部署に限定する等、区個人情報保護条例に留意するとともに、災害対策基本法等に基づく利用ができることとする。

(オ) 証明の範囲

a 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

事項	範囲
住家、住家以外の 建造物の被害	(1) 全壊
	(2) 流失
	(3) 大規模半壊
	(4) 中規模半壊
	(5) 半壊
	(6) 準半壊
	(7) 床上浸水
	(8) 床下浸水
	(9) その他区長が被害と認めるもの

※災害状況や法律の特例等に対応するため、自動車等の動産については「被災届出証明（仮称）」の発行を検討する。

b 被害程度の認定基準

被害程度の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府）に基づく。

(a) 住家の被害

区分	認定基準
(1) 住家	人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
(2) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
(3) 棟	一つの独立した建物をいう。
(4) 全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、家屋全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
(5) 大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
(6) 中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

	の損害割合が30%以上40%未満のもの。
(7) 半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上30%未満のもの。
(8) 準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
(9) 床上浸水	全壊又は半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
(10) 床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもので。

(b) 非住家の被害

区分	認定基準
(1) 非住家	事業所、官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋、駐車場等の住家以外の建物をいう。常時人が居住している場合は当該部分は住家とする
(2) 非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの

(c) 田畑の被害

区分	認定基準
(1) 流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕農が不能となったもの
(2) 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの
(3) 地割れ	地割れや液状化のため、耕地に被害を受けたもの

■ 都

区が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続き事務に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施する。

住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。

住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続き事務に係る区市町村向け説明会を実施する。

第2 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ● 火災被害の罹災証明書発行について東京消防庁と連携し、発行時期や発行場所等について調整 ● 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ● 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
都総務局	● 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ● 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。被災者台帳の作成は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者生活再建支援システムの活用を進める。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区と連携を図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う。

第5節 被災建築物の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 被災者の資力その他生活条件の調査 - 都が提示する募集選定基準をもとに、募集・受付・審査を実施
都住宅政策本部	- 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 - 応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 - 関係団体及び協力業者との連絡調整

(2) 詳細な取組内容

■ 都、区

ア 住宅の応急修理の概要

(ア) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、震災により、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、住居に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(イ) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住すること困難である程度に住家が半壊した者。

(ウ) 対象者の調査及び選定

区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・受付・審査等の事務を行う。

(エ) 修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(オ) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

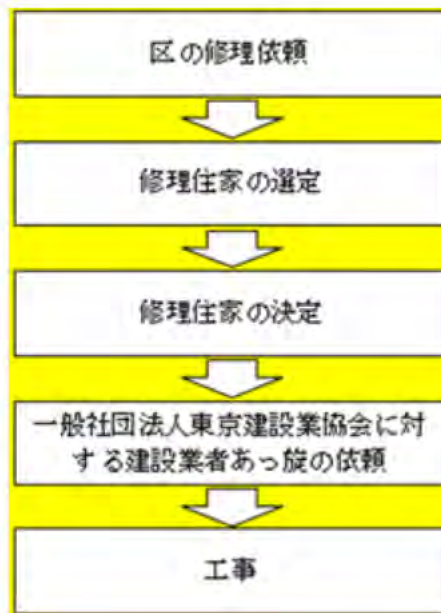
(カ) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）

イ 事務処理の方法

(ア) 事務処理手順

事務処理手順は次のとおりである。



(イ) 帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

第6節 応急仮設住宅の供給

(1) 対策内容と役割分担

■ 都

都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。

都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

■ 区

区は、被害状況に応じて区営住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、都と連携して仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区営住宅の空き家の確保及び被災者への供給 ● 応急仮設住宅の建設予定地の選定及び都への報告 ● 入居者の募集及び選定、入居者の管理及び帳票の整備 ● 入居者に対する防火安全対策の指導 ● 区供給分の応急仮設住宅の管理 ● 必要に応じて、区は、工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
都都市整備局	● 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ● 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。 ● 都営住宅等の供給 ● 民間賃貸住宅の供給 ● 建設する応急仮設住宅の供給 － 建設予定地の把握、東京消防庁への情報提供 － 建設地の選定、応急仮設住宅の建設 ● 入居者の募集計画の策定 ● 入居者の選定基準の策定 ● 区市町村への住宅の割り当て、募集・選定の依頼 ● 都供給分の応急仮設住宅の管理
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 建設する応急仮設住宅の防火安全対策の把握
独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社	● 空き家の提供
（一社）東京建設業協会及び（一社）プレハブ建築協会	● 建設業者のあつ旋

(2) 詳細な取組内容

■ 区

区は、被害状況に応じて区営住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

ア 応急仮設住宅等の種類

(ア) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

■ 都

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

■ 区

区は、区営住宅の空き家の確保に努め、被災者に供給する。

(イ) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

■ 都

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(ウ) 建設型応急住宅

■ 都、区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

事 項	実施主体	内 容
建設候補地の確保	区	- 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設候補地を定める。 - a 接道及び用地の整備状況 - b ライフラインの状況（埋設配管） - c 避難場所などの利用の有無 - 区は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回都へ報告する。
	都	都都市整備局は、区から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
	東京消防庁	- 消防署は区が指定する建設候補地について、次の事項を把握する。 - a 水利等の現況 - b 消防車両の進入経路の現況
建設地	都	- 都は区から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 - 選定に当たり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数をの融通し割り当てる。 - 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	都	- 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 - 必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 1戸あたりの規模は、国の定めにに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 1戸あたりの設置に係る費用については、国の定めによ

事 項	実施主体	内 容
		る。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を講じる。
建設工事	都	● 都は、災害発生の日から20日以内に着工する。 ● 都は、(一社)東京建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、又は(一社)全国木造建設事業協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。 ● 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ● 都は、必要に応じて、工事の監督を区等に委任する。 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
防火安全対策	区	● 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。
設置戸数	都	● 災害救助法が適用された場合、原則として区内の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。 ● 都は、被害の程度その他の事情から、区市町村ごとに画一的に3割以内におさえることが不合理と判断される時は、法適用区市町村全体の3割の範囲内で当該区市町村相互間において、供給戸数の融通を行う。 ● 供給戸数は都が決定する。
	区	● 被害の程度、深刻さ、区民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要があると認められるときは、都を通じて、内閣総理大臣に申請する。

イ 入居資格

■ 都

- 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
 - 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - 居住する住家がない者
 - 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申し込みは1世帯1か所限りとする。

■ 区

都の入居資格に準じ、区長が必要と認める者とする。

ウ 入居者の募集・選定

(ア) 応急仮設住宅の割り当て等

■ 都

都が策定した応急仮設住宅等の入居者の募集計画を基に、区に割り当てられた住宅の入居者の募集及び選定を依頼する。

■ 区

区は、割り当てに際しては、原則として区内の割り当て住宅だけでは必要戸数の

確保が困難な場合を想定し、都が他区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

(イ) 入居者の募集

■ 区

割り当てを受けた住宅について、区は、区の被災者に対し募集を行う。

(ウ) 入居者の選定

■ 区

都が策定した入居者の選定基準に基づき、区が入居者の選定を行う。入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先的入居に努める。

■ 都

入居者の選定基準を決定する。

エ 応急仮設住宅等の管理及び入居期間

(ア) 管理主体

■ 都

応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体の都が行う。

(イ) 区の役割

■ 区

区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、入居者の心のケア、入居者におけるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(ウ) 入居期間

■ 都

応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

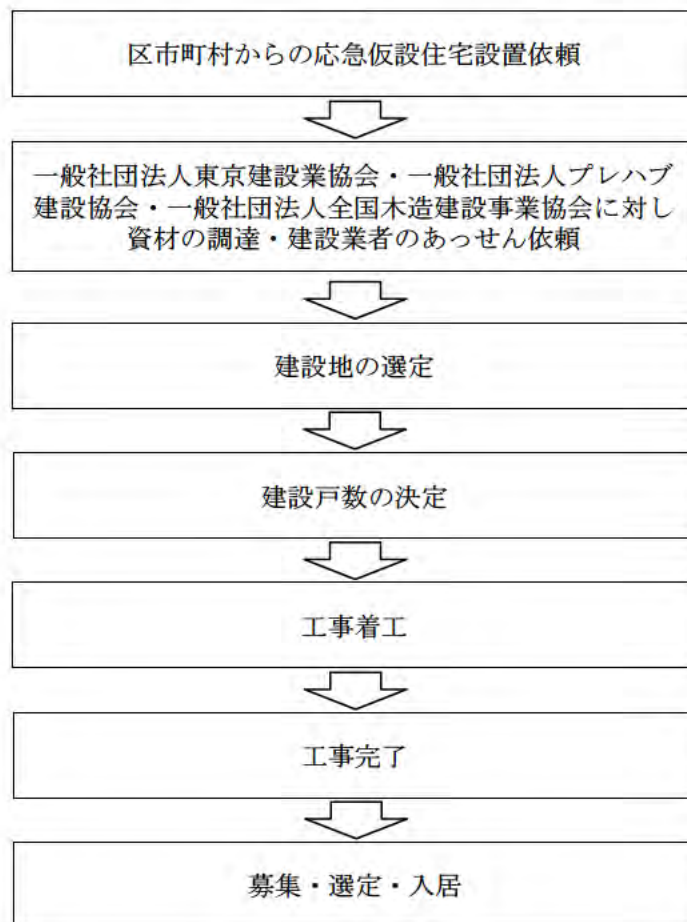
第6部

第7部

オ 事務処理の方法

■ 都、区

事務処理の手順は次のとおりである。



第7節 区営住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区 区営住宅の指定管理者等	● 区営住宅について、区営住宅等の指定管理者等と協力して応急修理に当たる。

(2) 業務手順

■ 区、区営住宅の指定管理者等

区及び区営住宅の指定管理者等は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、協力して応急修理にあたる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第8節 被災者の生活相談等の支援

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

ア 相談窓口の設置

機 関 名	対 策 内 容
区	- 被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。 - 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
都	- 被災者臨時相談窓口を設置する。 - 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設する。 - 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施する。 - 区が被災者台帳のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を行う。
都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本部	区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。

(2) 業務手順

■ 区

- 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。
- 相談事項や実施した支援内容については被災者台帳に記録する。
- 被災者台帳を活用し、生活再建支援相談及び対策を進める。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることとなることから、行政が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。
- このため、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要である。
- 区は、震災発生後、速やかに臨時窓口を、災害復旧・復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、被災者のための相談所を設置し、総合的な相談業務を開始する。
- 設置した相談所で、要望等を聴取し、マネジメントの実施等により、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

第9節 被災者の生活再建資金援助等

(1) 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害援護資金等の貸付 ● 災害見舞金の支給 ● 災害弔慰金等の支給 ● 被災者生活再建支援金の支給
都福祉保健局	● 災害弔慰金等の支給 ● 災害援護資金等の貸付 ● 被災者生活再建支援金の支給
都福祉保健局 東京都社会福祉協議会	● 生活福祉資金の貸付
日赤東京都支部	● 災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月）

※ なお、災害弔慰金は、水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例に基づく各種損害補償や災害救助法に基づく扶助金等と重複して支給できないとされていることから、都と調整し対応する。

イ 災害援護資金等の貸付

○ 災害救助法が適用となる自然災害により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。

○ 災害により被害を受けた者を対象に、現行制度内での応急福祉資金、女性福祉資金等の貸付けを行い、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

ウ 災害見舞金

災害救助法の適用に至らない災害により、被害を受けた区民を対象に、次の基準に基づき、被災者に見舞金を支給する。

(ア) 火災による住家の全焼、半焼及び消火活動による水損の被害を受けた世帯主

(イ) 暴風・豪雨・豪雪・がけ崩れ・洪水等の異常な自然現象による住家の全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受けた世帯主

エ 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。【実施主体：都】

区は、被害認定や支給申請書の受付等の事務を行う。

■参照（別冊「資料編」）

資料震2.13.8 板橋区福祉資金等の貸付

資料震2.13.9 災害弔慰金等の支給

資料震 2.13.10 災害援護資金の貸付

資料震 2.13.11 被災者生活再建支援金の支給

■ 都福祉保健局

ア 災害弔慰金等の支給

自然地震災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

【実施主体：区】

イ 災害援護資金等の貸付

災害救助法が適用となる自然災害により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。【実施主体：区】

ウ 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

■ 東京都社会福祉協議会

ア 生活福祉資金の貸付

被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。【窓口：板橋区社会福祉協議会】

第10節 職業のあつ旋

(1) 対策内容と役割分担

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあつ旋を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	被災者の職業のあつ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東京労働局	- 災害による離職者の把握に努め、そのあつ旋を図る。 - 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

(2) 詳細な取組内容

■ 区

区は、被災者のために開設する相談所において、離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告するとともに、あつ旋を依頼する。

第11節 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 対策内容と役割分担

国や都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する適切な措置を講ずる。 ● 国民健康保険料等の減免等に関する適切な措置を講じる。 ● その他の利用料等の減免等に関する適切な措置を講じる。
都主税局	● 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を講ずる。
東京労働局	● 労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

(2) 詳細な取組内容

■ 都、区

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下この章において「納税義務者等」という。）、又は被保険者等に対し、地方税法、又は東京都板橋区特別区税条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を行うにあたっては、被災者の実情を把握し、被災者の不利にならないようそれぞれの実態に応じ、適切に講ずるものとする。

ア 特別区税の納税緩和措置

事項	内容
(ア) 期限の延長	災害により、納税義務者等が、期間内に申告その他書類の提出、又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により、当該期限を延長する。 a 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 b その他の場合、災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。
(イ) 徴収猶予	● 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 ● なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。
(ウ) 滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けたことが判明した場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等、適切な措置を講じる。
(エ) 減免	被災した納税義務者等（特別徴収義務者を除く。）に対し、特別区民税（都民税個人分を含む。）及び軽自動車税について、その被災状況に応じた納期限前の税に関する減免に関する適切な措置を講ずる。

イ 国民健康保険料の減免等

事項	内容
(ア) 減免	災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免することができる。
(イ) 徴収猶予	災害により、財産に損害を受けた納付義務者が、保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。

ウ 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）、又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ都知事に進達し、免除の認定をする。

エ 保育費用徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額する。

オ 介護保険料の減免等

事項	内容
(ア) 徴収猶予	災害により、生計維持者又は納付義務者が財産の損害を受けた場合に、保険料を一時に納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予することができる。
(イ) 減免	災害により、その損害等が甚大で、納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、保険料を減免することができる。

カ 介護保険の利用者負担の免除

要介護被保険者等、又はその属する世帯の生計維持者が災害による損失を受けた場合は、利用者負担分を免除することができる。

キ 後期高齢医療制度保険料の減免等

災害等により被保険者等が重大な損害を受けた場合は、保険料の減免を申請することができる。なお、損害の程度等に応じて減免の割合は異なる。

ク その他の区債権の徴収猶予、免除等

その他の区債権については、地方自治法施行令等に基づき徴収猶予、免除等を行う。その場合は、区内の被害状況に応じて、法令に従い免除等について審議する。

第12節 その他の生活確保

(1) 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
日本郵便 東京支社	● 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ● 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ● 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ● 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	● NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ● 災害救助法適用地域のお客様の支払期限の延長
東京労働局	● 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ● 労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	● 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請

第13節 義援金の募集・受付・配分

1 義援金品の募集・受付

(1) 対策内容と役割分担

都、区、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ● 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 ● 義援品は、地域内輸送拠点又は各避難所で受け付ける。
都総務局 都福祉保健局	● 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ● 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
日本赤十字社	● 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ● 義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有する。

(2) 業務手順

■ 区 ● 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ● 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。 ● 都や赤十字、区への義援金、災害復旧のための寄付金等の区別をする。 ● 募集を決定した場合は、区内外に広報する。 ● 義援品の受付等は、「第7章 物流・備蓄・輸送対策」を参照する。

(3) 詳細な取組内容

■ 区 区は、都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。区義援金として受領した場合も同様とする。

2 義援金の募集・受付・配分

(1) 対策内容と役割分担

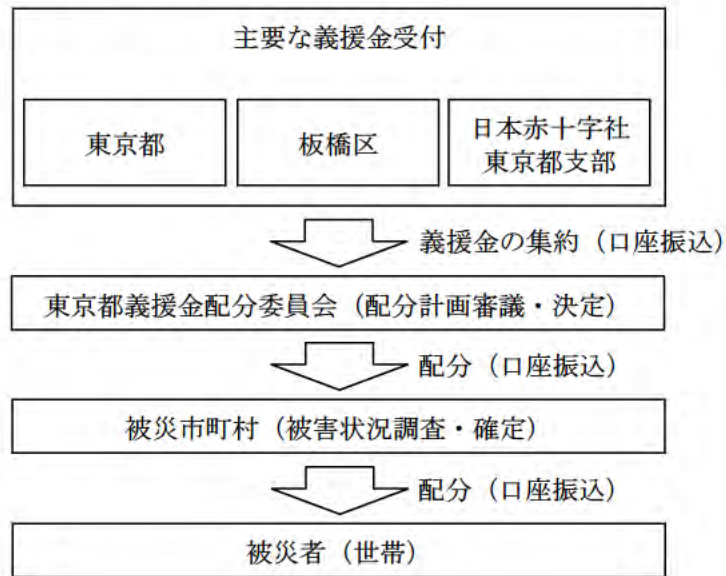
義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機 関 名	対 策 内 容
区	1 義援金の募集・受付 ● 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ● 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 ● 義援金の取扱団体別（赤十字、都、区）に受け付ける。 ● 必要により区委員会を設置し、義援金を公正・公平に配分する。 2 義援金の配分・受入れ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 3 義援金の支給 ● 本区が被災し、義援金を受け入れた場合、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ● 本区が被災し、義援金を受け入れた場合、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 ● 支給に際して区独自の基準が必要になる場合は、区委員会を組織する。
都福祉保健局	1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都委員会を設置する。 2 義援金の管理 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 3 義援金の配分 (1) 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ● 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ● 義援金の受付・配分に係る広報活動 ● その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2) 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。 4 義援金の広報 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
日赤東京都支部	● 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 ● 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

(2) 業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



(3) 詳細な取組内容

ア 義援金の募集・受付

(ア) 募集の実施態勢

■ 都

- 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。
- 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部において受け付ける。

■ 関係機関

- 金融機関は、都及び区[※]の義援金口座の開設に協力する。
- 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。

(イ) 受付

■ 都、区、日本赤十字社

- 義援金は、都、区及び日本赤十字社で受け付ける。
- 区は、義援金の受付窓口を開設し、直接、義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- 本区の災害対策として受け付けた寄付金又は見舞金等は、災害復旧等事業又は寄付者の申し出による財源に充当し、活用状況を報告する。

(ウ) 受領書の発行

■ 区

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、振込による義援金の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

- 義援金品受領書については、区災対本部及び避難所の備蓄倉庫に配備しておく。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.6 義援金品受領書

(エ) 一時保管及び都委員会への報告・送金

■ 区

- 義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受け付けた義援金については、都委員会に送金する。
- 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 直接、区への義援金として受け付けたものは、別の義援金受付口座として預金保管する。

イ 義援金の配分

■ 都委員会

都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

■ 区

- 本区が被災した場合、区は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 本区が被災した場合、区長は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。
- 義援金の受付状況や配分状況は、広報やホームページ等により公表する。

第14節 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

被災した中小企業に対する事業支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 板橋区産業融資制度による融資の周知あつ旋
都産業労働局 関係機関	● 中小企業事業者及び組合への融資

(2) 詳細な取組内容

■ 区

板橋区産業融資制度による融資の周知あつ旋を行う。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.12 災害復旧関係各種融資制度

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第15節 応急教育

(1) 計画方針

震災時における区立小・中学校児童・生徒及び区立幼稚園幼児（以下この章において「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園（以下この章において「学校等」という。）における災害の予防、応急対策等について、万全を期す必要がある。

このため、区はその所管の事務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

(2) 応急教育の実施

ア 事前準備

■ 学校長等

(ア) 応急教育計画の策定

学校長、又は園長（以下この章において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについての的確な計画をたてておく。

(イ) 災害時の対応態勢の整備

学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

事項	内容
防災知識の普及等	児童生徒等の避難訓練を実施するほか、区が実施する防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力するなどして、防災知識の普及等に努める。
避難計画の策定及び周知徹底	在校中や休日等のクラブ活動等で児童生徒等が、学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡態勢を整備する。 また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底する。
緊急連絡網の確立	教育委員会、警察署、消防署、教職員及び保護者との連絡網の確立・確認を行う。
勤務時間外発災時の行動計画の整備	勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢、役割分担等の計画を整備する。

イ 災害時の態勢

■ 学校長等

(ア) 児童生徒等の保護等

学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合は、安全確認がとれる及び帰宅抑制の観点から、児童生徒等を校内または安全な場所に保護するものとし、確実に保護者に引渡しができる時、救助救出の支障にならない時、安全が確保できる時に、児童生徒等を帰宅させる。

(イ) 被害状況の把握等

学校長等は、災害の規模並びに、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告する。

(ウ) 応急教育態勢の確保

- 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（園）等の適切な措置を講じる。
- 学校長等は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定し次第、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

ウ 災害復旧時の態勢

(ア) 復旧計画の作成

■ 教育委員会

教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

(イ) 情報連絡態勢の確保

■ 教育委員会

教育委員会は、被災学校等の施設ごとに担当職員、指導主事を決め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

■ 教育委員会、学校長等

教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

(ウ) 応急教育の実施

■ 学校長等

- 学校長等は、応急教育計画に基づき学校（園）に収容可能な児童生徒等を収容し、指導する。
- 指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。
- 心のケアについても十分に留意するものとする。
- 遠隔地に避難した児童生徒等については、職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うように努める。

(エ) 児童生徒等の安否確認等

■ 学校長等

教育活動の再開に際しては、児童生徒等の安否確認並びに通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

(オ) 学校の再開等

■ 学校長等

- 学校等の施設を避難所としているため、長期間学校等が使用できない場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、避難所の縮小・閉鎖等を行う。または、二部授業等の検討をすることにより、早急に学校等における授業の再開が行えるよう努める。
- 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡のうえ、平常授業（保育）にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(3) 学用品の調達及び支給計画

ア 給与の対象

(ア) 災害救助法が適用されないとき

■ 教育委員会

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小・中学校の児童生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(イ) 災害救助法が適用されたとき

■ 都、区

災害救助法適用後は、都がこれを行い、区は協力するものとする。

イ 給与の期間

■ 区

(ア) 給与の期間は、次のとおりとする。

対象	給与の期間
教科書	災害発生の日から1か月以内
文房具及び学用品	災害発生の日から15日以内

- (イ) ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、必要な期間延長が認められることがある。

ウ 給与の方法

■ 都、区

学用品の購入及び配分について、都と区の役割分担は次のとおりとする。

事項	内容
原則	● 都が、一括購入する。 ● 区が、被災児童生徒に配分する。
区長が都から職権の委任を受けた場合	状況に応じ学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた場合は、区長が学校長及び区教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

■ 教育委員会

教育委員会は、配分にあたり、事前に各学校長より給付対象者数の報告を受けたうえで、公正な配分計画を立てるものとする。なお、実配分にあたっては、輸送班を編成し、各学校へ巡回配分を行う。

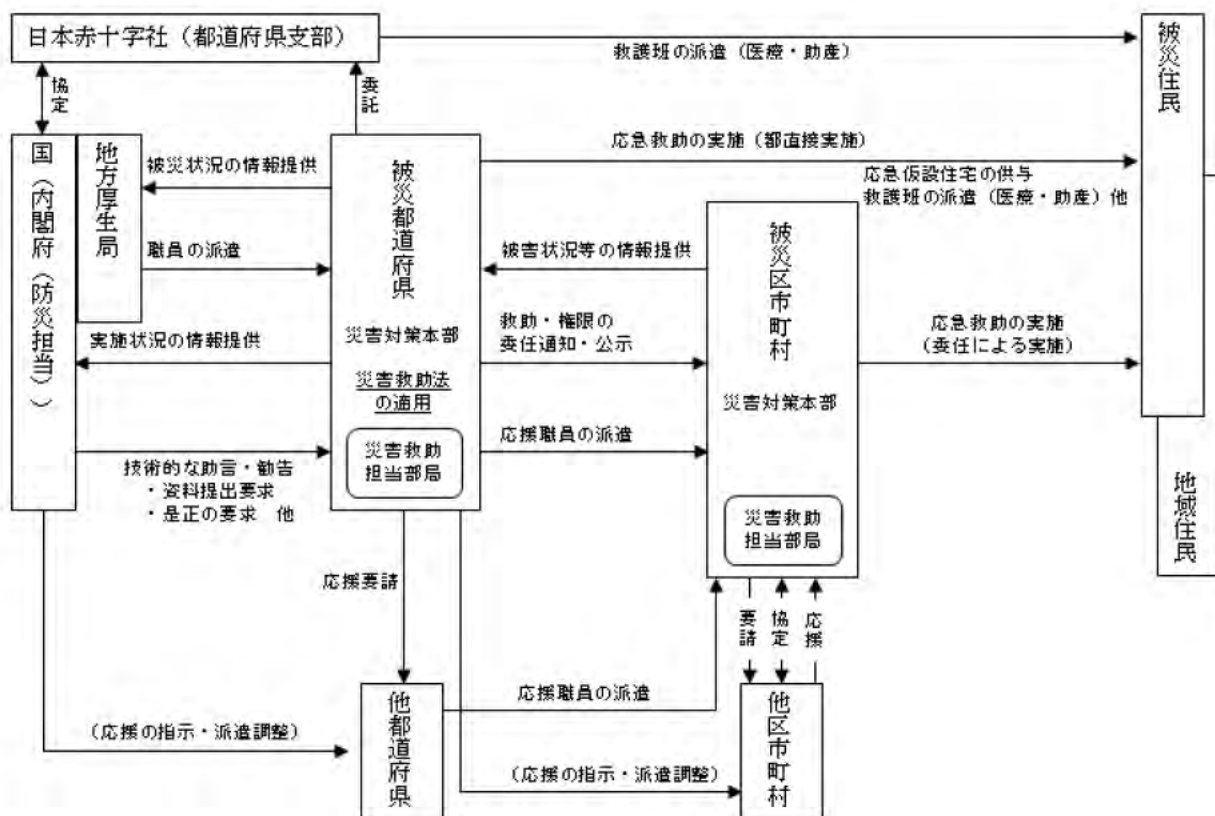
第15章 災害救助法の運用

(1) 対策内容と役割分担

都は、**区**からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	○区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告
都総務局 関係各局	○知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布 ○都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○救助の実施に必要な関係帳票を整備

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 災害救助法の適用

■ 区

- 区長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

■ 都

知事は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、区及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

イ 災害救助法の公布

■ 都

都知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。

○年○月○日

東京都知事○○○○

ウ 救助の種類

- 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

災害救助法に基づく救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (7) 被災した住宅の応急修理
 - (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 埋葬
 - (11) 死体の捜索及び処理
- 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
 - 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区ほか関係機関に通知する。

エ 救助実施体制の整備

■ 都、区

(ア) 救助実施組織の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を災害救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

(イ) 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(ウ) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に備えておくとともに、災害発生から終了までの間の手続き等の流れを定めておくものとする。

■ 参照（別冊「資料編」）

資料震 2.13.13 災害救助関連帳票一覧

第1部

第2部

第3部

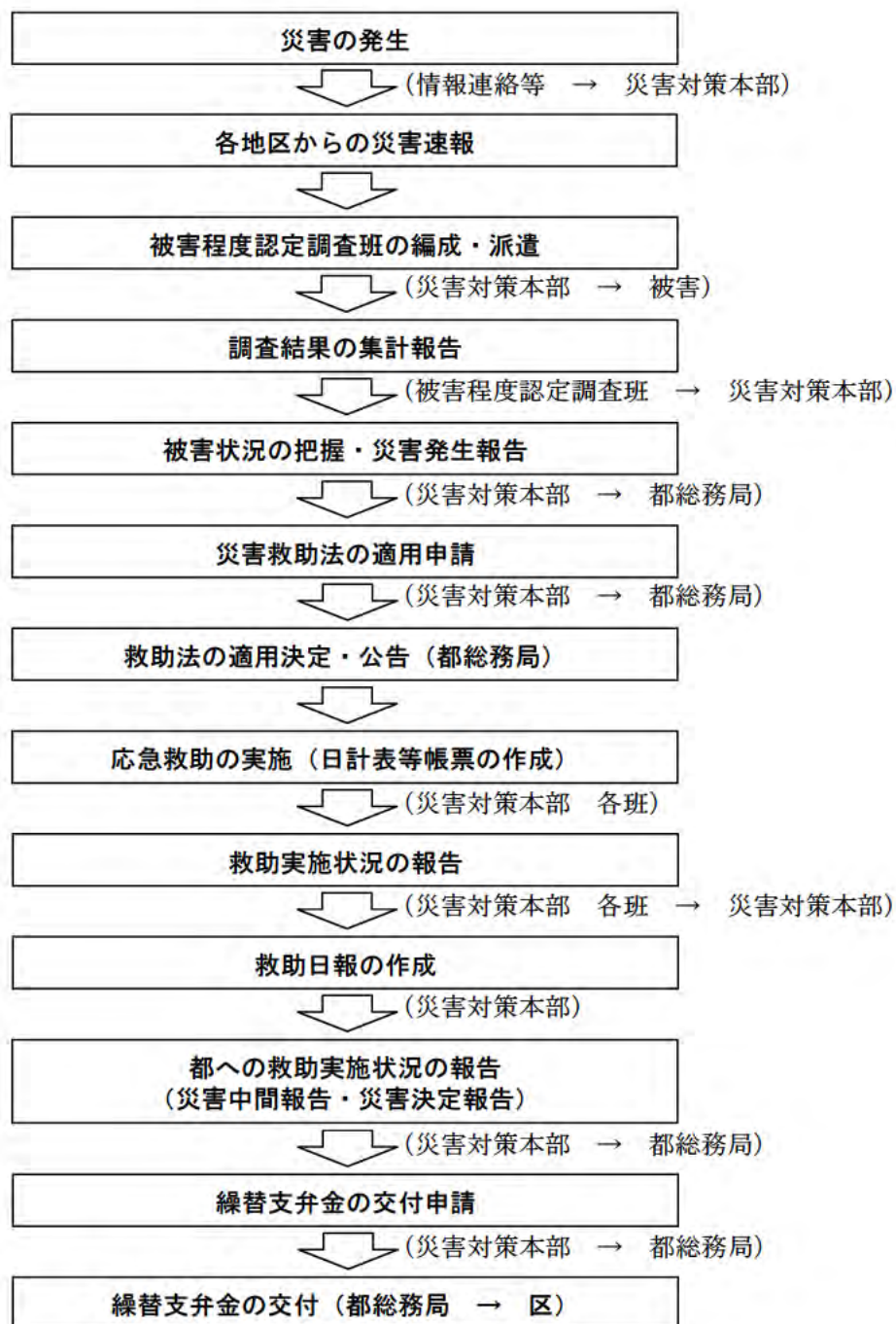
第4部

第5部

第6部

第7部

【災害発生から終了までに必要な帳票と流れ】



(エ) 救助の実施方法等

a 災害報告

■ 区

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、区は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

b 救助実施状況の報告

■ 区

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となる。

区は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録、整理し、都に報告する。

(オ) 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として知事に次のような権限が付与されているため、都知事と調整を行う。

【従事命令等の内容】

①従事命令…一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

②協力命令…被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者に炊き出しを協力させる 等

③管理・使用・保管命令及び収用…特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

(管理) …救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

(使用) …家屋を収用施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

(保管命令) …災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

(収用) …災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

(カ) 従事命令を受けた者の実費弁償

従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。

なお、基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

区分	範囲	令和4年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法 施行令第4 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者	1人1日当たり 医師……………21,600円以内 歯科医師……………20,700円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師、看護師……………16,800円以内 准看護師……………13,600円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学 技士……………14,700円以内 歯科衛生士……………14,200円以内 救急救命士……………17,100円以内 土木技術者及び建築技術者…………… 16,200円以内 大工……………25,600円以内 左官……………28,100円以内 とび職……………27,900円以内 など	救助の実 施が認め られる期 間内	時間外勤 務手当及 び旅費は 別途東京 都規則で 定める額

■救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 2 高齢者等々の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、高熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる 場合等においては、避難所で避難生活 している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上 げて実施することが可能。(ホテル・ 旅館の利用額は @7,000 円 (食費込・ 税込) / 泊・ 人以内とするが、これに より難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 2 高齢者等々の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出でき	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の 経 費 と し て 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であ

第 1 部
第 2 部
第 3 部
第 4 部
第 5 部
第 6 部
第 7 部

第15章 災害救助法の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		る費用は、当該地域における実費。		っても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現にて炊事ができない者	1人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院、又は診療所 国民健康保険診療報	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実績 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 (1) 小学校児童 1人当たり4,800円 (2) 中学校生徒 1人当たり5,100円 (3) 高等学校生徒 1人当たり5,600円	災害発生の日から ・教科書 1か月以内 ・文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり ・大人（12歳以上） 219,100円以内 ・小人（12才未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態に	当該地域における通常の実	災害発生の日	輸送費、人件費は別途計上

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第15章 災害救助法の運用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	あり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	費	から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) (1) 既存建物借上費 通常の実費 (2) 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	印刷製本費、 光熱水費、修 繕料) 5 使用料及び賃 借料 6 通信運搬費 7 委託費	第 16 号) 第 143 条に定め る会計年度所属区分により 当該年度の歳出に区分され る額を合算し、各災害の当 該合算した額の合計額が、 国庫負担対象年度に支出し た救助事務費以外の費用の 額の合算額に、次のイから トまでに掲げる区分に応 じ、それぞれイからトまで に定める割合を乗じて得た 額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

■土石・竹木等の除去計画

災害救助法施行令第 8 条第 2 号にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を明らかにする。

救助の種類	対象となる物	内容
土石、竹木等の 障害物の除去	1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること。(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等) 2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。 3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない) 4) 半壊、又は床上浸水したものであること。(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない) 5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。	- 区は、災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。 - なお、災害救助法の適用がない場合は、災害対策基本法第 64 条の規定に基づき、区清掃リサイクル課が、除去の必要を認めたものを対象として実施する。

第16章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害制度

政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第2節 激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等

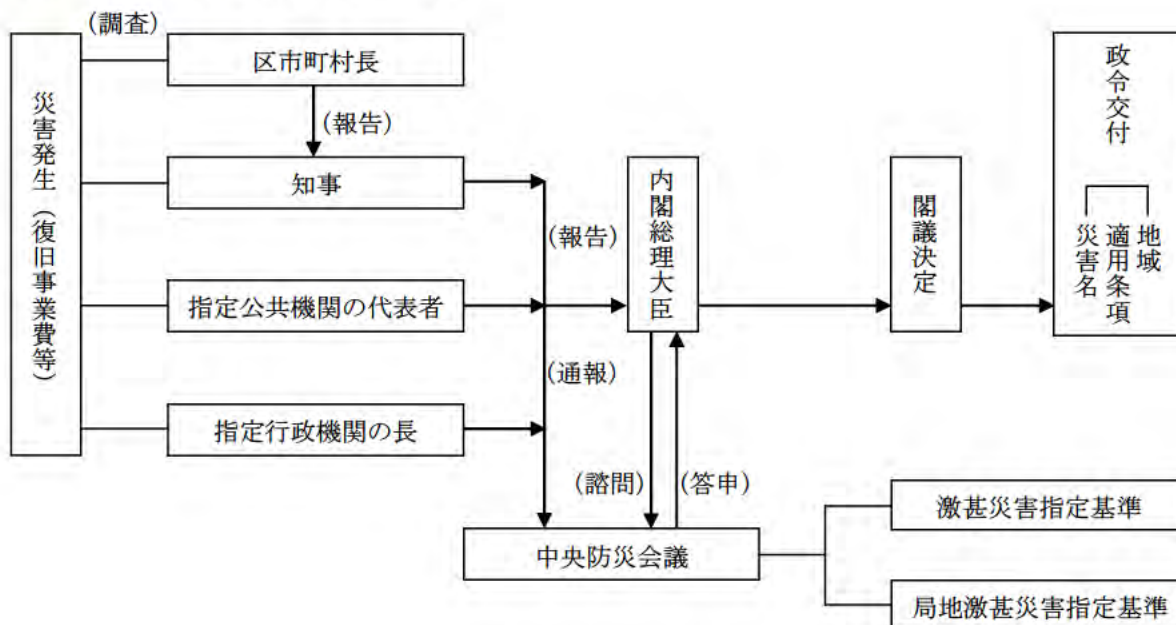
(1) 対策内容と役割分担

大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、**区**の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 激甚災害に関する調査報告 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 ● 特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。
都総務局 都関係局	● 激甚災害に関する調査報告 ● 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。 ● 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ● 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ● 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議する。 ● 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。 ● 特別財政援助等の申請手続等 ● 都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施する。 ● 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

(2) 業務手順

【激甚災害指定の手続きフロー図】



(3) 詳細な取組内容

ア 激甚災害指定の手続

■ 区

区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

■ 国

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられる。

イ 激甚災害に関する被害状況等の報告

■ 区

- 区災対本部長（区長）は、区内に大規模な災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を指示する。
- 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 特別財政援助の交付手続

■ 区

区災対本部長（区長）は、激甚災害の指定を受けたとき財政班が速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.13.5 激甚災害指定基準

資料震 2.13.6 局地激甚災害指定基準

資料震 2.13.7 激甚災害法に定める事業及び都関係局